

大規模地震・津波災害応急対策対処方針

平成 29 年 12 月 21 日

中央防災会議幹事会

目次

前文	5
(1) 本方針の位置付け	5
(2) 本方針の適用	5
(3) タイムラインに応じた目標行動	5
1 初動体制の確立	9
(1) 政府の初動体制	9
(2) 緊急災害対策本部を中心とした体制の確立	9
2 被害情報等の取扱い	13
(1) 趣旨	13
(2) 各防災関係機関の役割（表2）	13
(3) 迅速な情報収集	14
(4) 情報の整理・分析	15
(5) 情報の一元的把握	15
(6) 情報の共有・各防災関係機関への収集情報の還元	15
(7) 通信体制の確保	16
(8) 情報の公開・公表	16
共有情報（表3）	18
3 緊急輸送のための交通の確保	22
(1) 趣旨	22
(2) 各防災関係機関の役割（表4）	22
(3) 緊急輸送ルートに対する大規模地震発生時の措置	24
(4) 海上交通等に対する大規模地震発生時の措置	26
(5) 航空交通、鉄道交通に対する大規模地震発生時の措置	27
(6) 人員、資機材の確保	27
4 救助・救急、消火活動等	28
(1) 趣旨	28

(2)	各防災関係機関の役割（表 5）	28
(3)	救急・救助、消火活動等に必要な部隊の動員の考え方	29
(4)	広域応援部隊の派遣先	30
(5)	広域応援部隊の活動に必要な拠点	31
(6)	警察、消防、自衛隊及び国土交通省の部隊間の活動調整と活動支援	32
(7)	災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械	33
(8)	警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省の部隊派遣の方針	35
5	医療活動	37
(1)	趣旨	37
(2)	各防災関係機関の役割（表 6）	37
(3)	本方針に基づく医療活動の実施	40
(4)	大規模地震発生直後のDMA T派遣	40
(5)	被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復	42
(6)	重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	43
(7)	DMA T以外の医療チームの活動	45
(8)	避難所等における保健・医療・福祉サービス等の提供	45
6	物資の調達	47
(1)	趣旨	47
(2)	各防災関係機関の役割（表 7）	47
(3)	本方針に基づく物資の調達の実施	49
(4)	プッシュ型支援による物資調達	49
(5)	プル型支援による物資調達	52
(6)	飲料水の調達	52
(7)	物資の輸送手段の確保	53
(8)	物資輸送における役割分担	54
(9)	広域物資輸送拠点等の確保	54
(10)	運用命令等	55

(1 1)	円滑な物資供給を図るための原則	55
(1 2)	保管命令及び収用	56
(1 3)	費用負担	56
7	燃料供給	57
(1)	趣旨	57
(2)	各防災関係機関の役割（表 8）	57
(3)	本方針に基づく燃料供給の実施	58
(4)	石油業界における基本的な燃料供給体制	59
(5)	防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」	59
(6)	業務継続が必要な重要施設への「優先供給」	60
(7)	臨時の給油施設に対する供給手順	61
(8)	燃料輸送・供給体制の確保	61
(9)	全国的な燃料不足への対応	62
8	ライフラインの復旧	63
(1)	趣旨	63
(2)	各防災関係機関の役割（表 9）	63
(3)	応急復旧に関する基本的な活動方針	64
(4)	応急復旧に当たっての優先復旧方針	64
(5)	応急復旧の手順	64
9	避難者支援	67
(1)	趣旨	67
(2)	各防災関係機関の役割（表 1 0）	67
(3)	活動内容	68
1 0	帰宅困難者等への対策	72
(1)	趣旨	72
(2)	国、被災地方公共団体の役割	72
(3)	活動内容	72

1 1 保健衛生等に関する活動、災害廃棄物の処理	76
(1) 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	76
(2) 災害廃棄物の処理	76
1 2 社会秩序の確保・安定等	78
(1) 社会秩序の確保・安定	78
(2) 首都中枢機能の継続性の確保	79
1 3 二次災害の防止活動	80
(1) 二次災害防止活動の基本方針	80
(2) 二次災害防止活動の役割分担	80
(3) 二次災害防止活動	81
(4) 二次災害防止活動に当たっての配慮事項	82
1 4 防災関係機関間の応援体制の確保	83
(1) 事前の相互応援の取決め	83
(2) 大規模地震発生時の広域応援体制の確保	83
1 5 内外からの支援の受入れ	84
(1) 海外からの支援受入れ	84
(2) 国内からの支援受入れ	86

前文

(1) 本方針の位置付け

- 1) 本方針は、「防災基本計画」を踏まえ、首都直下地震¹、南海トラフ地震²、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震³をはじめとする大規模地震・津波（以下「大規模地震」という。）発生時の各機関がとるべき行動内容等について定めるものである。
- 2) 本方針は、大規模地震が発生した際の災害応急対策の目安としてタイムライン（時系列の行動計画表）を定め、これを踏まえ、政府が実施する応急対策活動と防災関係機関の役割を示すものである。
- 3) 震源域や地震の規模、被害想定が明らかとなっている大規模地震については、これらを基に、当該大規模地震に対処するための応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（中央防災会議幹事会が地震ごとに定める「具体的な応急対策活動に関する計画」をいい、以下「具体計画」という。）をあらかじめ作成するものとする。具体計画が作成されたときは、具体計画に記載されている応急対策活動については、具体計画に定めるところによる。
- 4) 実際の応急対策活動は、本方針を踏まえつつも、災害の状況に応じて、適切な活動が行われるべきものである。
- 5) 本方針は、今後の地震・津波に関する調査・研究の成果等の新たな知見が得られた場合は、適宜修正を行うものである。

(2) 本方針の適用

- 1) 本方針は、大規模地震が発生し、その災害応急対策を推進するために緊急災害対策本部が設置された場合に適用する。また、相当程度の地震・津波災害により非常災害対策本部が設置された場合にも準用する。

(3) タイムラインに応じた目標行動

- 1) 本方針では、大規模地震発生時からの経過時間に応じた7頁及び8頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して、迅速な行動を行う。

¹ 首都直下地震とは、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域並びに茨城県の区域のうち首都直下地震対策特別措置法施行令で定める区域をいう。）及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

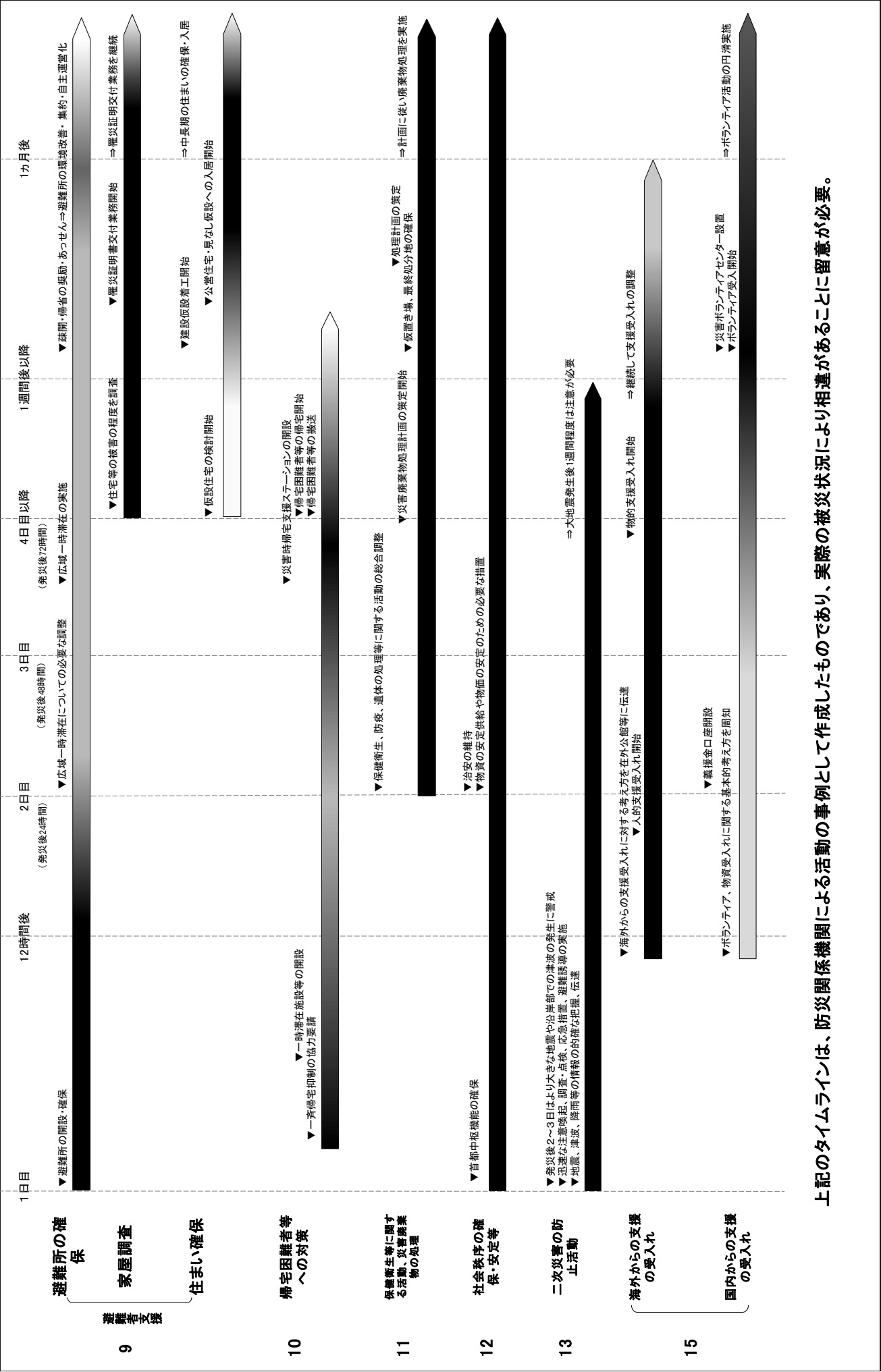
² 南海トラフ地震とは、南海トラフ（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう。）及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

³ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

- 2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が応急対策活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。このタイムラインでは、人命救助のために重要な発災後 72 時間に加え、被災者の生活支援、インフラ等の復旧までの概ね大規模地震発生後 1 か月間に行う応急対策活動に重点を置いて記載している。実際には大規模地震の発生時間や、被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

大規模地震発生時の災害応急対策 タイムライン(表1)

応対方針		1日目	12時間後	2日目 (発災後24時間)	3日目 (発災後48時間)	4日目以降 (発災後72時間)	1週間後以降	1ヵ月後
1	初期体制の確立	●官邸対策室設置 ●緊急参集チーム協議 ●緊急災害対策本部設置 ●政府調査団派遣	●現地対策本部設置 ⇒緊対本部会議等を通じて適宜情報共有	⇒関係省庁、地方公共団体、マスコミ等からの情報収集 ▼ヘリ等による被害状況の概況把握 ▼情報収集連絡体制の確立 ▼緊急輸送ルート等の情報収集 ▼被災都道府県からの各種要請収集	⇒概ね一日で被害の全体像の把握 ▼情報空白域、孤立地域の把握、解消の必要な措置を講ずる ▼避難者数の把握 ▼帰宅困難者数の把握	⇒通時適切な広輻を実施 ▼住宅の被害状況を把握		
2	被害情報等の取扱い							
3	緊急輸送のための交通の確保	▼被災地内隊最大動員 ▼広域応援部隊の先遣隊派遣 ▼広域応援部隊の編成・出動 ▼航空機による救助等活動	▼道路管理者による通行禁止等 ▼災害対策基本法76条の6の区間指定 ▼順次啓開実施 ▼緊急輸送ルートの通行可否 状況集約、迂回路設定	▼広域移動ルートの概ねの啓開 ▼緊急交通路指定	▼被害が甚大な被災地内ルートの概ねの啓開 ⇒以降、被災地全域へのルートを早期に啓開			
4	救助・救急・消火等	▼被災地内隊最大動員 ▼広域応援部隊の先遣隊派遣 ▼広域応援部隊の編成・出動 ▼航空機による救助等活動	▼救助活動拠点設定 ▼広域応援部隊の編成・出動 ▼航空機による救助等活動	▼船による救助等活動 ▼広域応援部隊の順次到着、活動本格化 ▼最大勢力の派遣・活動				
5	医療活動	▼DMAT出動 ▼遠方DMATの空路参集拠点への参集 ▼DMATの被災地参集、派遣先都道府県指示	▼SCU設置 ▼広域医療搬送開始⇒必要に応じて継続活動開始	▼DMATの被災地参集、派遣先都道府県指示	▼JMAT・日本赤十字社等の医療活動	⇒被災地内の医療機能の確保・回復		
6	物資の調達	▼プッシュ型支援実施決定 ▼数量調整、広域物資輸送拠点の受入れ体制の確認	▼物資関係省庁による調達の開始 ▼数量調整、広域物資輸送拠点の必要量の確保	▼調達物資の輸送開始 ▼輸送手段の確保 ▼広域物資輸送拠点開設	▼広域物資輸送拠点まで物資を輸送 ▼市町村、避難所まで物資を輸送	▼フル型支援への切替え		
7	燃料供給	▼系列BOP・連携計画による安定供給体制構築 ▼災害時石油供給連携計画の発動	▼重点継続供給の施設指定、供給体制の確保 ▼製油所・油槽所、中核給油所の稼働状況確認	▼優先供給施設の特定、要請把握 ▼燃料輸送、供給体制の確保	⇒重点継続供給と優先供給を含む供給対応を継続 ▼優先供給施設への供給開始			
8	ライフラインの復旧	▼緊急点検、被害状況、復旧見通し等の把握	▼復旧計画の作成	⇒復旧計画に従い順次復旧 ▼必要に応じて、全国から人員、機材等の支援	⇒復旧計画に従い順次復旧 ▼必要に応じて、全国から人員、機材等の支援	▼復旧に時間がかかる施設に対して、必要な対応を総合調整		



上記のタイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

1 初動体制の確立

(1) 政府の初動体制⁴

1) 官邸対策室における情報収集

- ① 内閣官房は、大規模地震が発生した場合、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。
- ② 指定行政機関及び公共機関は、大規模地震発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- ③ 指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体との間において緊密な連携の確保に努める。

2) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施

- ① 内閣官房は、大規模地震が発生した場合、緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。
- ② 必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。

(2) 緊急災害対策本部を中心とした体制の確立

1) 緊急災害対策本部の設置及び役割

- ① 内閣総理大臣は、収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに閣議を開催し緊急災害対策本部を設置する。緊急災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成する。
- ② 内閣総理大臣は、収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるとき（首都直下地震の具体計画又は南海トラフ地震の具体計画が定める当該具体計画が初動対応を行う判断基準に該当する地震が発生したときを含む。）は、直ちに閣議を開催し、災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）及び災害緊急事態への対処に関する基本方針を決定する。
- ③ 緊急災害対策本部の設置場所は、原則として官邸内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には次の優先順位のとおりとする。
 - ア 内閣府（中央合同庁舎 8 号館）
 - イ 防衛省（中央指揮所）
 - ウ 立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）
- ④ 緊急災害対策本部は、被害の状況及び災害応急対策の実施状況を把握し、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「防災関係機関」という。）に対し、災害応急対策の全体的な視点から最適化を図るよう災害応急対策の実施

⁴ 「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）に基づき、官邸対策室設置、緊急参集チーム参集、関係閣僚会議の実施等を行う。

に関し総合調整を行う。

- ⑤ 緊急災害対策本部に、緊急災害対策本部長、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。
- ⑥ 緊急災害対策本部の長は緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- ⑦ 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。また、大規模地震発生直後において、人命救助その他の災害応急対策に万全を期すために防災関係機関の活動が一体的に行われる必要があると認められるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第28条の6に基づき、その必要な限度において、防災関係機関に対し必要な指示を行う。
- ⑧ 緊急災害対策副本部長は、国務大臣（原則として、防災担当大臣及び内閣官房長官とする。）をもって充てる。
- ⑨ 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ⑩ 緊急災害対策本部の業務を効率的に遂行するため、内閣官房及び指定行政機関の職員等で構成する事務局を置く。事務局の組織及び要員の構成については、別に定める。設置場所は、官邸及び中央合同庁舎8号館とする。ただし、官邸等が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部の設置場所の優先順位に準ずるものとする。
- ⑪ 緊急災害対策本部は、必要に応じて、内閣官房及び指定行政機関に対し、事務局への派遣職員の増員派遣等所要の支援措置を依頼するとともに被災都道府県への連絡要員の派遣を依頼する。
- ⑫ 緊急災害対策本部は、必要に応じて、被災都道府県に対し、緊急災害対策本部事務局への連絡要員の派遣を依頼する。

2) 現地対策本部等の設置及び役割

- ① 緊急災害対策本部（緊急災害対策本部設置前の場合は内閣府）は、被災現地の状況の把握等に資するため、政府調査団を派遣することとし、政府調査団の派遣に先立ち、ヘリコプター等により、緊急に担当官を現地に派遣する。
- ② 緊急災害対策本部長は、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。
- ③ 現地対策本部の設置場所は、原則として3)によることとし、被害が甚大な都道府県庁に設置することも考慮する。
- ④ 現地対策本部は、その所管区域において、被害や対応状況及び災害応急対策に係る連絡調整を実施するとともに、被災地方公共団体と一体となって、緊急災害対策本部の事務の一部を行う。
- ⑤ 現地対策本部に緊急災害現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、緊急災害現地対策本部員（以下「現地対策本部員」という。）その他の職員を置く。
- ⑥ 現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官をもって充てる。

- ⑦ 現地対策本部長は、大規模地震発生直後において、所管区域における被災者のニーズを踏まえ、救助・救急、消火活動、医療活動、人員及び物資の緊急輸送及び供給、避難者の収容並びに航空安全確保等の災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、緊急災害対策本部長から委任された権限に属する事務を行う。
- ⑧ 現地対策本部員の予定者や事務局、資機材の移動手段等については、別に定める。
- ⑨ 現地対策本部は、被災都道府県に対し、現地対策本部への連絡要員の派遣を依頼する。
- ⑩ 現地災害対策本部の所管区域外において現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要がある場合（現地対策本部を設置しない場合において現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要がある場合を含む。）は緊急災害対策本部長が、現地対策本部の所管区域内において現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要がある場合は現地対策本部長が、政府現地連絡調整室又は政府現地災害対策室（以下「政府現地連絡調整室等」という。）を設置する。
- ⑪ 政府現地連絡調整室等は、その所管区域において、被害、対応状況及び災害応急対策に係る連絡調整を実施し、緊急災害対策本部又は現地対策本部に報告する。
- ⑫ 政府現地連絡調整室等の組織等については、別に定める。

3) 現地対策本部の設置場所等

① 首都直下地震

- ア 首都直下地震が発生した際の現地対策本部の設置場所は、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）のほか、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県各都県庁のうち、1箇所又は複数箇所に設置することを想定し、あらかじめ、現地対策本部が設置された場合の場所、設備等の確保を図るものとする。
- イ 現地対策本部要員の派遣を予定している省庁は、首都直下地震（東京23区で震度6強以上）が発生した場合に都県庁に派遣を予定している政府調査団要員又は現地対策本部要員については、深刻な交通障害の発生により参集に時間を要することを十分考慮し、災害応急対策に遅延を招かないよう、参集距離を考慮して要員を選定すること、直接都県庁に参集させること等、具体的な参集方法をあらかじめ検討しておくよう努めるものとする。
- ウ 現地対策本部が東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）に設置された場合の所管区域は、原則として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の区域とする。また、各都県庁に設置された場合は、原則として各都県の区域を所管するものとする。
- エ 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）は、広域的な人員・物資の輸送拠点としての活用も図るものとする。なお、物資輸送のコントロール機能の一部については、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）において行う。

② 南海トラフ地震

- ア 南海トラフ地震が発生した際の現地対策本部の設置場所は、原則として、静岡県庁、名古屋合同庁舎第2号館、大阪合同庁舎第4号館、高松サンポート合同庁舎、熊本地方合同庁舎B棟のうち、1箇所又は複数箇所に設置することを想定し、あらかじめ、現地対

策本部が設置された場合の場所、設備等の確保を図るものとする。

イ 現地対策本部が設置された場合の所管区域は、原則として、以下のとおりとする。

(ア) 静岡県庁：静岡県

(イ) 名古屋合同庁舎第2号館：岐阜県、静岡県⁵、愛知県、三重県

(ウ) 大阪合同庁舎第4号館：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

(エ) 高松サンポート合同庁舎：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(オ) 熊本地方合同庁舎B棟：大分県、宮崎県

ウ 堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点、物資輸送のコントロール機能の一部を行う。

③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した際の現地対策本部の設置場所は、原則として、地震ごとに以下のとおりとすることを想定し、あらかじめ、現地対策本部が設置された場合の場所、設備等の確保を図るものとする。

(ア) 根室沖・釧路沖の地震：北海道（札幌第1合同庁舎）

(イ) 十勝沖・釧路沖の地震：北海道（札幌第1合同庁舎）

(ウ) 500年間隔地震：北海道（札幌第1合同庁舎）

(エ) 三陸沖北部の地震：岩手県（盛岡第2合同庁舎）

(オ) 明治三陸タイプ地震：岩手県（盛岡第2合同庁舎）

(カ) 宮城沖地震：宮城県（仙台合同庁舎B棟）

④ その他の地震

ア その他の地震が発生した際には、次の項目等を総合的に考慮し、現地対策本部の設置場所を確保するものとする。

(ア) 被災都道府県の災害対策本部又は被災都道府県の現地対策本部の直近とするなど
支援を講ずる上で適切な場所

(イ) 国の地方支分部局があるなど、防災関係機関との連携が容易な場所

(ウ) 通信体制が整っている場所、又は容易に整えられる場所

⁵ 静岡県庁に現地対策本部を設置する場合は所管区域から除く。

2 被害情報等の取扱い

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震発生時の応急対策活動を迅速かつ円滑に実施し、また的確に意思決定を行うためには、防災関係機関が連携して被害情報等を迅速に収集するとともに、適正にその整理・分析・共有を行う必要がある。また、住民の安全等に資するため、正確かつ迅速な情報の公表及び適時適切な広報が求められる。そのため、被害情報の取扱い等について、その対処方針と防災関係機関の役割を定める。

(2) 各防災関係機関の役割 (表2)

機関	役割
緊急災害対策本部	・ 現地対策本部、防災関係機関から被害情報等を一元的に収集し、整理・分析し、必要な措置を講ずる。 ・ 政府調査団の派遣等により、被害状況等の収集に努める。 ・ 報告を受けた情報、本部会議において決定された事項等を速やかに指定行政機関、指定公共機関、被災都道府県と共有する。 ・ 具体計画が定められている地震が発生したときは、被害想定との違いを把握し、具体計画の修正について判断する。
現地対策本部	・ 主に次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部では把握しにくい現地特有の情報を収集する。 (ア) 被災都道府県内の本部における情報 (イ) 指定地方行政機関による災害応急対策の情報 (ウ) 被災地方公共団体の事務処理体制の状況、国による助言、代行等の支援の必要性 (エ) 現場における各種応急対策活動の空白、偏在、重複の情報等全般的な進捗・遅延状況 (オ) 市町村長、都道府県知事の方針、要望事項 ・ 情報収集に当たっては、可能な限り、被害が特に甚大な市町村や被害情報が十分に把握できていない被災市町村及びその被災現場に自ら赴き、また、連絡要員を派遣するなどにより、積極的に被害状況の把握等に努める。収集した情報は緊急災害対策本部に報告する。
指定行政機関	・ 指定地方行政機関と連携し、情報収集に努める。 ・ 自ら収集した情報及び指定地方行政機関、被災都道府県、所掌する指定公共機関から報告を受けた情報を緊急災害対策本部に報告する。
被災都道府県	・ 収集した情報を緊急災害対策本部(当該都道府県を所管する現地対策本部が設置されている場合には当該現地対策本部)、消防庁及び関係指定行政機関に報告する。 ・ 区域内の市町村が被災し、市町村から被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合には、被災都道府県は、職員を派遣するなどし、被害情報の

	収集に努める。 ・ 緊急災害対策本部が共有する情報を被災市町村に伝達する。
被災市町村	・ 被害情報の収集を行うとともに、都道府県に報告する。 ・ 必要に応じて、現地対策本部、指定行政機関への報告にも努めるものとする。
指定公共機関	・ 自らの収集する情報を所掌する指定行政機関に報告する。 ・ 緊急性等を勘案して、必要と判断される場合は、直接、緊急災害対策本部に報告する。

(3) 迅速な情報収集

- 1) 広域的・総合的な応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関及び被災都道府県は、迅速な情報収集のための通信手段の整備及び情報収集・連絡体制を直ちに確立し、共有情報（表3）が判明した時点で速やかに緊急災害対策本部に通報・集約する。
- 2) 緊急災害対策本部に対する情報の報告は次によるものとする。
 - ① 指定行政機関の収集に係る情報の報告は、当該情報を収集した指定行政機関が行う。
 - ② 被災都道府県及び指定公共機関が収集した情報の報告は、各所掌に応じた指定行政機関が行う。なお、緊急災害対策本部は、緊急に必要な場合には、被災都道府県及び指定公共機関に対し、直接情報の報告を求めることとする。
- 3) 指定行政機関又は被災都道府県は、当該情報内容等を勘案して必要と判断される場合には、表3に示す情報以外の情報であっても2) ①及び②に準じて緊急災害対策本部等に報告するものとする。防災関係機関は、大規模地震発生初期において被災状況を正確かつ迅速に把握するため、ヘリコプター等の航空機や既設のカメラ映像等による画像情報の収集及び有効活用について十分に留意するものとする。
- 4) 緊急に把握すべきヘリコプター等による画像収集は、以下の状況を把握することを重視し、必要に応じて役割を調整するなど重複を避けつつ、また、被災箇所を特定できるよう位置情報と併せた画像収集に努め、緊急災害対策本部に速やかに報告するものとする。
 - ① 市街地の建物倒壊、火災の状況
 - ② 石油コンビナートの火災等の甚大な被害が生じる恐れのある施設の被害の状況
 - ③ 津波による被害の状況
 - ④ 土石流、崖崩れ、地すべり、河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害の発生状況
 - ⑤ 主要な幹線道路の被害、交通渋滞の状況
 - ⑥ 新幹線、鉄道、港湾の被害の状況
 - ⑦ 孤立集落の発生の有無に関する状況
 - ⑧ 駅等における帰宅困難者等の状況

- 5) 被災都道府県は、市町村が被災により被害情報の報告ができなくなった場合も含め、被災都道府県職員の市町村への派遣、ヘリコプター等による情報収集等、当該災害に関する情報の収集に努めるものとする。
- 6) 緊急災害対策本部における情報収集に当たっては、被災地からの情報が入手できていない等の状況に応じて、民間メディアからの情報についても収集・整理・分析し、活用を図るものとする。

(4) 情報の整理・分析

- 1) 緊急災害対策本部は、情報の有効かつ適切な活用を図るため、同本部に通報された情報の整理・分析を行う。
- 2) 緊急災害対策本部は、情報を整理・分析するに当たって、次の事項について配慮するものとする。
 - ① 情報内容の有機的な関連を考慮した整理・分析を行うこと。なお、総合防災情報システム等の各種情報処理システム等の活用を図ること。
 - ② 常に情報内容の保管、更新に努めること。
 - ③ 文字情報を地図情報又は図形情報に変換するなど、情報の有効な活用を図ること。
 - ④ 情報の保管に当たっては、各種情報処理システム等の活用を図るなど事後検索の容易性を確保すること。
- 3) 緊急災害対策本部は、収集した情報から情報空白域の有無等について分析を行い、更に不足している情報の収集、情報空白域の解消、孤立した地方公共団体や孤立集落の把握等の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 情報の一元的把握

- 1) 防災関係機関は、収集した情報を緊急災害対策本部で一元的に把握するため、迅速に報告を行う。
- 2) 緊急災害対策本部は、一元的に収集した情報や本部会議の決定事項等を記録として残すものとする。

(6) 情報の共有・各防災関係機関への収集情報の還元

- 1) 各種応急対策活動は相互に依存的・重疊的な関係にあり、それぞれの活動に必要な情報も相互に有機的な関連をもっている。したがって、緊急災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関及び被災地方公共団体が当該災害状況等に関して共通認識を持つことによって調和のとれた効率的な応急対策活動を期すとともに、緊急災害対策本部及び現地対策本部の行う応急対策活動に係る総合調整の円滑化に資するため、緊急災害対策本部及び現地対策本部が連携しつつ情報の共有を図る。

(7) 通信体制の確保

- 1) 通信体制の確保・利用に当たっては、以下の事項を基本として実施するものとする。
 - ① 情報伝達活動を行うに当たっては、一般電話回線網が途絶又はふくそうしていることが想定されるため、中央防災無線網、消防防災無線網及び地域衛星通信ネットワークのほか、自営の無線網を用いることを基本とする。
 - ② 通信は電子メール又はファクシミリにより行うことを原則とする。
 - ③ 上記②にかかわらず、電子メール又はファクシミリによるまでもない場合、緊急を要する場合、ファクシミリ装置に障害がある場合等には、電話により通信を行う。また、各種情報処理システム等の活用を推進を図る。
- 2) 1) の通信網が使用不能となった場合には、中央防災無線網の可搬型無線電話機、衛星地球局、災害応急復旧用無線電話機等又は非常通信協議会の構成員の保有する無線通信網の活用を図るほか、通信の途絶した地方公共団体に衛星通信車や可搬型衛星通信装置等を派遣することなどにより、可能な限り通信の確保に努める。

(8) 情報の公開・公表

- 1) 流言・飛語、パニック等の発生を未然に防止し、被災地の住民等が適切かつ迅速な判断や避難行動ができるようにするためには、正確な情報を速やかに公表・発信するとともに、適切な広報を繰り返し行うことが極めて重要である。したがって、緊急災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関及び被災都道府県は相互に連絡を密にし、住民等の安全確保と民心の安定に資する正確かつ迅速な情報の公表及び適時適切な広報を行う。
- 2) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、被災都道府県が、関係機関と連携のもと整理、突合及び精査を行い、一元的に集約・調整を行うものとし、その広報を行う際には、被災市町村等と密接に連携しながら適切に行う。
- 3) 緊急災害対策本部は、おおむね次の事項について広報を行う。
 - ① 本部会議において決定した事項
 - ② 被害の状況の全体について取りまとめた事項
 - ③ 各機関の災害応急対策の実施状況について取りまとめた事項
 - ④ 国民に理解と協力を求める必要のある事項
 - ⑤ その他本部の活動に関する事項
- 4) 緊急災害対策本部の広報は、国内外の放送機関、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。その際、特に必要があると認める場合には、関係する指定行政機関又は地方公共団体の協力の下に、防災行政無線網の利用、インターネット、掲示板、広報車による広報等の措置をとる。
- 5) 指定行政機関等及び被災地方公共団体は、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づ

き、自らの所掌に係る事項の広報を行う。

- 6) 緊急災害対策本部、指定行政機関、被災地方公共団体は、それぞれ広報を行う際、あらかじめ関係する各機関とその内容等について、相互に情報交換を行うものとする。
- 7) 法務省は、在日外国人の安否確認に資する情報として、出入国情報等を国内外に対し、必要に応じて提供するものとする。
- 8) 外務省は、地方公共団体との連携を密にし必要な措置を講ずるなど、駐日大使館等が行う在日外国人の安否確認に対して協力するものとする。

共有情報（表3）

1. 基礎情報⁶

情報項目	収集機関	内 容
地震に関する情報 地震に関する情報 地震の概要	地・気	①地震等の情報（震源・震度に関する情報、推計震度分布、地震活動の見通し等）②地殻変動関連情報 ③その他（地震活動図、発震機構等）
地震調査研究推進本部の 活動状況	文	当該地震に関する総合的評価
津波に関する情報 津波警報等の発表状況	気	大津波警報・津波警報・津波注意報発表状況等
津波の発生状況	国・気・海	発生状況
被害の概況に関する情報（推 計結果を含む）	警・消 警・消・農・ 国 総・厚・経・ 国 各省庁	①人的被害、②住家等の被害、③火災発生概況、④ 津波被害の発生状況 ①崖崩れ等の土砂災害、②道路被害、③孤立集落の 状況、④交通障害 ライフライン（電気・ガス・水道・下水道・電話 （携帯電話を含む。）の被害） その他の被害
気象情報 警報等の発表状況	気	①特別警報・警報、②気象等の情報（台風情報、大 雨情報等）
気象概況	気	気象観測データ
観測監視施設に関する情報	文・経・国・ 地・気・海	① 観測監視システムの被害状況、②応急措置

⁶ 応急対策活動の前提となる被害の規模、内容等に関する情報

2. 現場情報⁷ーその1

情報項目	収集機関	内 容
災害対策本部の状況	各省庁	①機関名、②開設日時、③名称、④所在地、⑤通信機能確保状況
部隊の活動状況	警・消・国・海・防	①応援部隊の活動人員・日時・場所、②部隊活動状況（救出・救助等）、③その他
避難に関する情報 避難行動の現況	警・消・海	①避難勧告、指示発令区市町村数及び区市町村名、②住民の避難状況、③指定緊急避難場所周辺の道路状況
避難所の現況	消・防	①避難所開設数、②収容者数、③特記事項（必要な物資等）
火災及び石油コンビナートに関する情報 火災の状況	警・消・海	①主な延焼地域名及びその状況、②応急措置
石油コンビナートの状況	警・消・経・海	①石油コンビナート等特別防災区域名、②事故の概要、③応急措置
輸送施設及び輸送手段に関する情報 緊急輸送ルート確保計画で指定する道路の状況	国	①路線名、②通行禁止・制限区間、③被害状況、④通行禁止・制限の内容、⑤迂回路の有無、⑥復旧の見通し
緊急輸送ルート確保計画で指定する道路の交通規制の状況	警	①路線名、②規制区間、③規制内容、④迂回路設定状況、⑤規制区間及び迂回路の交通の現況
港湾及び漁港に関する状況	農・国・海	①港湾及び埠頭名等、②施設等被害概況、③使用可能係留施設数、④接岸可能最大トン数、⑤復旧見通し、⑥応急措置
空港等に関する状況	国・防	①空港等施設名、②滑走路長、③施設被害概況、④使用可能な滑走路長、⑤機能現況、⑥復旧見通し、⑦応急措置

⁷ 被害地域の被害の概要（被害情報）、現在の状況（現況情報）、応急対策活動の実施状況（措置状況）等に関する情報

鉄道に関する状況	国	①路線名、②運行状況、③復旧見通し、④応急措置
輸送手段の確保状況	国・海・防・消・警	①省庁名、②輸送手段の確保状況

3. 現場情報－その2

情報項目	収集機関	内 容
ライフライン施設に関する情報		
電気に関する情報	経	①供給支障世帯数、②主な被災地域、③復旧見通し、④応急措置
ガスに関する情報 都市ガスの被害概況	経	①供給支障世帯数、②主な被災地域、③復旧見通し、④応急措置
プロパンガス等の被害概況	経	①供給支障世帯数、②主な被災地域、③復旧見通し、④応急措置
水道に関する情報	厚	①断水戸数、②主な断水地域、③復旧見通し、④応急措置
下水道に関する情報	国	①被害箇所数、②主な被災地域、③復旧見通し、④応急措置
電話（携帯電話を含む。）に関する情報	総	①被害数（回線、基地局）②主な被災地域、③復旧見通し、④応急措置、
放送機能に関する情報	総	①事業者名、②放送実施状況、③今後の見通し
社会的混乱に関する情報		
社会的混乱の状況	警・消・国・海	①パニック、流言の発生状況、②犯罪の発生状況、③その他の状況
経済秩序の状況	内・金・費・総・財・農・経	①物価の動向、②金融状況、③その他経済秩序の状況

医療機関に関する情報 被災地内医療機関に関する情報	文・厚・防	①施設名、②所在地、③建物被害等の発生状況、④ライフラインの被災状況、⑤医療活動の実施状況、⑥傷病者の集積状況、⑦救護班要請希望の有無、⑧職員の参集状況、⑨医薬品の過不足の状況、⑩救護班派遣可能量
広域後方医療施設 ⁸ に関する情報	文・厚・防	①施設名、②所在地、③救護班派遣可能量、④応急措置、⑤傷病者受け入れ可能量

（注）表中で収集機関の欄に記載の文字は、それぞれ下記の指定行政機関を表す。

内：内閣府	警：警察庁	金：金融庁	費：消費者庁
総：総務省	消：消防庁	財：財務省	文：文部科学省
厚：厚生労働省	農：農林水産省	経：経済産業省	国：国土交通省
地：国土地理院	気：気象庁	海：海上保安庁	防：防衛省

⁸ 被災地外において広域後方医療活動を行う医療機関（SCU、災害拠点病院等）

3 緊急輸送のための交通の確保

(1) 趣旨

- 1) 被害が甚大な被災地域へ到達するための交通の確保が、全ての応急対策活動の基礎であることに鑑み、大規模地震発生直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送のための交通の確保が重要である。
- 2) 緊急輸送のための交通の確保を迅速かつ円滑に行うため、被害情報の報告、啓開作業、応急復旧、交通規制等について、その対処方針と防災関係機関の役割を定める。

(2) 各防災関係機関の役割（表4）

機関	役割
緊急災害対策本部	・ 大規模地震発生直後における緊急輸送のための通行可否情報を把握し、交通の確保に関し、総合調整を行う。 ・ 警察庁、防衛省、農林水産省、国土交通省及び海上保安庁（以下「輸送施設関係省庁」という。）に対する緊急輸送のための交通確保の協力、応急復旧等の依頼をする。
現地対策本部	・ 大規模地震発生直後における緊急輸送のための通行可否情報を把握し、必要に応じて、指定地方行政機関及び都道府県等と通行の早期確保に関する調整を行う。
警察庁	【道路交通規制に関する指導調整】 ・ 大規模地震発生時に都道府県警察が行う交通規制について、広域的な見地から調整を行う。 ・ 緊急交通路が十分に機能するために適切な措置をとるよう、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行う。
農林水産省（水産庁）	【漁港施設の応急復旧等】 ・ 漁港管理者に対して被害状況の報告を求め、応急復旧等を要請する。
国土交通省	【緊急輸送ルート等の情報収集、報告】 ・ 緊急輸送ルート等について、被災状況、復旧状況等を定期的に緊急災害対策本部に報告する。緊急輸送ルート等を管理する被災都道府県等他の道路管理者に対して被害状況に関する報告を求める。 【道路の応急復旧等】 ・ 管理する道路の被災状況について早急に把握し、緊急輸送ルートを最優先とした道路啓開、応急復旧等を行う。 【津波による浸水域の湛水排除】 ・ 緊急輸送のための交通の確保や施設の応急復旧等の支障となる場合に、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を行う。 【航路等の障害物の除去等】

	・ 緊急確保航路、開発保全航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合に、航路啓開、障害物除去等を行う。 【港湾施設の応急復旧等】 ・ 港湾管理者等と連携を図り、耐震強化岸壁等の使用可否を確認し、港湾施設の応急復旧等を行うとともに、港湾管理者に対して被害状況の報告を求め、応急復旧等を要請する。 【空港施設等の応急復旧等】 ・ 管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請する。 【航空管制等】 ・ 応急対策活動に従事する航空機を優先させ、他の航空機を制限する等、災害時に即応した航空管制及び情報提供を行う。 【鉄道交通の確保】 ・ 鉄道の被害状況について早急に把握し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請する。
海上保安庁	【航路障害物の除去等】 ・ 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合等に、必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去等を命じ、又は勧告する。 【航路標識の応急復旧等】 ・ 航路標識が破損し又は流出したときには、速やかに復旧に努める。また、必要に応じて応急標識の設置に努める。 【船舶交通の整理等】 ・ 船舶のふくそうが予想される海域において、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう、船舶交通の整理・指導を行い、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。 ・ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。 ・ 災害の概要、水路の水深の異状・港湾・岸壁の状況、防災関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要な情報を提供する。
防衛省	・ 救助活動のために必要な場合は、道路、港湾等の応急復旧（道路啓開、航路啓開を含む。）を行う。
国家公安委員会	・ 都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行う。
被災都道府県	【道路の応急復旧等】 ・ 所管道路の啓開、所管施設の応急復旧等を行う。
都道府県公安委員会・都道府県警察	・ 緊急輸送のための交通を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。 ・ 交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

	・ 必要に応じ緊急交通路上の放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。
被災市町村	・ 所管施設の応急復旧等を行う。

(3) 緊急輸送ルートに対する大規模地震発生時の措置

1) 緊急輸送ルート⁹

- ① 緊急輸送ルートは、大規模地震発生直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、通行を確保すべき道路である。
- ② 具体計画が作成されているときは、緊急輸送ルートに対する大規模地震発生時の措置は、当該具体計画における緊急輸送ルート計画による。
- ③ 具体計画が作成されていないときは、緊急災害対策本部は、必要に応じて、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路で被災区域及び防災拠点に到達し、活動を確保するための道路を緊急輸送ルートとして定める。

2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

- ① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。
- ② 国土交通省は、タイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、被害状況、復旧状況等を緊急災害対策本部に対して定期的に報告する。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、これらの情報をもとにした緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。
- ④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び都道府県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。
- ⑤ 警察庁はプローブ情報処理システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。
- ⑥ 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。
- ⑦ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク隊、カメラやUAV（無人航空機）等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開

⁹ 公安委員会が災害対策基本法に基づき指定する「緊急交通路」（交通規制が行われる道路）とは異なることに留意。

用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。

- ⑧ 道路管理者等（各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者）は、その管理する道路について効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。
- ⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第 76 条の 6 の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。
- ⑩ 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通の確保の支障となる場合には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。
- ⑪ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。

3) 必要な交通規制の実施

- ① 被災都道府県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
- ② また、都道府県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第 76 条の 4 第 1 項に基づき、道路管理者等に対し、法第 76 条の 6 の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。
- ③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都道府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。
- ④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の発行を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う。
- ⑤ 大規模地震により、都市部において道路交通麻痺が想定される場合において、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が必要不可欠である。そのため、政府、被災都道府県等は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

(国民への協力要請の例)

- ・ 通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・ 通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両等の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・ 道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・ 渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

(4) 海上交通等に対する大規模地震発生時の措置

1) 港湾等及び河川の活用

- ① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都道府県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場など河川の活用を検討する。
- ② 上記①の活用に備えて、大規模地震発生後港湾管理者や漁港管理者、河川管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検を行う。

2) 港湾及び漁港の応急復旧等

- ① 港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告する。
- ② 国土交通省及び港湾管理者は、港湾施設の応急復旧等を行う。
- ③ 国土交通省は、港湾管理者から要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、港湾施設の利用調整等の管理業務を行う。
- ④ 国土交通省は、港湾の被害状況、復旧状況を緊急災害対策本部に報告する。
- ⑤ 漁港管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行うとともに、農林水産省に対して被害状況を報告する。
- ⑥ 農林水産省は、漁港施設の被害状況、復旧状況を緊急災害対策本部に報告する。

3) 航路の障害物除去等

- ① 国土交通省は、開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に被害状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合には、緊急災害対策本部に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。
- ② 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国土交通省又は農林水産省に状況を報告するとともに、障害物除去等を行う。国土交通省又は農林水産省は、被害状況、復旧状況を緊急災害対策本部に報告する。

- ③ 海上保安庁は、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を緊急災害対策本部に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4) 海上交通の整理等

- ① 海上保安庁は、船舶のふくそうが予想される海域において、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう、船舶交通の整理・指導を行い、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- ② 海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。
- ③ 海上保安庁は、災害の概要、水路の水深の異常・港湾・岸壁の状況、防災関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要な情報を提供する。

(5) 航空交通、鉄道交通に対する大規模地震発生時の措置

1) 空港等の応急復旧等

- ① 国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請する。
- ② 空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。
- ③ 国土交通省は、緊急災害対策本部に状況を報告する。
- ④ 国土交通省及び空港管理者は、相互の連携を密にして効果的な応急復旧等を行う。
- ⑤ 被災都道府県は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートの開設等を行う。

2) 航空管制等

- ① 国土交通省は、応急対策活動に従事する航空機を優先させ、他の航空機を制限する等、災害時に即応した航空管制及び情報提供を行う。

3) 鉄道交通の確保

- ① 国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、緊急災害対策本部に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請する。
- ② 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行う。

(6) 人員、資機材の確保

- 1) 輸送施設関係省庁は、建設業者との間に災害時の応援協定を結んでおく等、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- 2) 輸送施設関係省庁は、協定に基づく人員、資機材等については優先的に輸送する。

4 救助・救急、消火活動等

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震発生による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な 72 時間を考慮しつつ、被災地域の警察・消防機関は、大規模地震発生直後から救助・救急、消火活動等に必要な部隊を最大限動員するとともに、これらの活動の支援等のため、国土交通省は被災管内の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を最大限動員するものとする。さらに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、非被災地域から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。
- 2) そのため、被災地域内で動員する警察・消防・国土交通省 TEC-FORCE 等の部隊（以下「域内部隊」という。）に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省 TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定める。

(2) 各防災関係機関の役割（表 5）

機関	役割
緊急災害対策本部	・ 必要に応じて、警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁の行う救助・救急対策活動とその活動を支援する国土交通省との連携等の総合調整を行う。 ・ 消火活動については、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等の総合調整を行う。 ・ 必要に応じ、人的・物的資源の適切な配置について、関係省庁との調整を行う。 ・ 都道府県域を超えた国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合に、調整を行う。
現地対策本部	・ 被災都道府県からの要請を取りまとめ緊急災害対策本部に報告する。 ・ 大規模地震発生直後における具体計画に基づく各部隊の進出・活動拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等と調整を行う。 ・ 大規模地震発生直後における救助・救急、消火活動等の空白、偏在、重複を把握し、必要に応じて調整する。 ・ 大規模地震発生直後において、サイレントタイムの設定に関し、自ら又は緊急災害対策本部を通じて国土交通省その他の防災関係機関に対して協力を要請する。 ・ 都道府県域を超えた国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合に、調整を行う。
警察庁	・ 被災都道府県警察と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の派遣調整を行う。
消防庁	・ 被災都道府県内の消防機関と連携し、救助・救急、消火活動等の調整を行う。 ・ 緊急消防援助隊の応援出動等の求め又は指示を行う。
国土交通省	・ 所管施設の被災状況を調査し、防災関係機関に情報提供する。 ・ 管理する道路の被災状況について早急に把握し、緊急輸送ルートを最優先と

	した道路啓開、応急復旧等を行う。 ・ 緊急輸送ルートを管理する被災都道府県等他の道路管理者に対して被害状況に関する報告を求める。 ・ 緊急輸送のための交通の確保や施設の応急復旧等の支障となる場合に、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を行う。 ・ TEC-FORCE 等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。
海上保安庁	・ 海上における災害に対し、保有する巡視船艇、航空機を用いて救助・救急活動を行う。更に可能な場合は必要に応じ、又は、現地対策本部等の依頼に基づき被災地方公共団体の活動の支援を行う。 ・ 必要に応じ、地方公共団体等と協力して、海上における消火活動を行う。
防衛省	・ 原則として、被災都道府県知事からの災害派遣要請に基づき、保有する航空機、船舶、車両等を用いて救助・救急活動を行う。
被災都道府県	・ 区域内における救助・救急、消火活動等を自ら実施するとともに、各機関による活動の調整を行う。
都道府県警察	・ 保有する航空機、重機、車両等を用いて救助及び捜索活動を行う。
被災市町村	・ 区域内における救助・救急、消火活動等を行う。
被災地方公共団体	・ 被害状況の早急な把握に努め、緊急災害対策本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。
被災地域外の地方公共団体	・ 被災地域外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

(3) 救急・救助、消火活動等に必要な部隊の動員の考え方

1) 域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急、消火活動等のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる応急対策活動に従事する。

- ① 被害情報
- ② 広域応援部隊等の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
- ③ 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
- ④ 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
- ⑤ その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策

2) 被災地域内の救助・救急、消火活動等要員の最大限の動員

- ① 被災地域に所在する警察・消防機関は、大規模地震発生直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する。また、これらの活動の支援等のため国土交通省 TEC-FORCE は域内部隊を最大限動員して、その他の応急対策活動に従事する。

3) 広域応援部隊の派遣

- ① 上記2)に加え、被害が甚大な地域に対して全国からの広域応援部隊を被災地域に集中し、迅速に投入する。

4) 活動のための体制確保

- ① 警察、消防及び自衛隊は、各々の特性、能力及び知見に応じて救助・救急、消火活動等を行う。この際、被災状況調査、道路啓開、湛水排除などを行う国土交通省 TEC-FORCE をはじめとする防災関係機関と積極的に連携・協力するものとする。
- ② 救助・救急、消火活動等に必要な資機材、燃料、食料等については、当該活動を実施する機関が調達し携行する自己完結型を原則とする。
- ③ 防災関係機関は、河川水、海水、下水処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在する水利を災害時に消火活動に利用できるよう、あらかじめ、施設管理者等との調整しておくものとする。
- ④ 救助・救急、消火活動等を行う機関は、高齢者、障害者等の要配慮者の迅速かつ円滑な救助等を行うため、地方公共団体等と連携した対応に努めるものとする。

(4) 広域応援部隊の派遣先

1) 被害規模に応じた派遣

- ① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、大規模地震発生直後は、「地震防災情報システム」(DIS: Disaster Information Systems)の被害推計結果のほか、ヘリコプター等の航空機や既設のカメラ映像等による画像情報など指定行政機関又は被災都道府県からの被害情報に応じて、直ちに広域応援部隊を被災地域に派遣する。
- ② この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。
 - ア 広域応援部隊の派遣について、具体計画が作成されているときは、当該具体計画における救助・救急、消火活動等に係る計画による。ただし、発災時には、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、既存の計画を適宜修正し柔軟に対応する。
 - イ 具体計画が作成されていないときは、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、大規模地震発生直後のDISの被害推計結果や、ヘリコプター等の航空機や既設のカメラ等による画像情報など指定行政機関又は被災都道府県からの被害情報に応じて、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

2) 広域応援部隊の派遣手順

① 迅速な出動決定

ア 広域応援部隊については、大規模地震発生後、自らの管内に被害がないこと又は被害が軽微なことを確認後、出動する。

② 進出の手順

ア 出動する広域応援部隊は、被災地に移動する際の目標となる進出拠点にできる限り速やかに進出する。

イ 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定する。

ウ 緊急災害対策本部は、大規模地震発生後、広域応援部隊が進出するために使用する進出拠点の情報を警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。

3) 大規模地震発生時の情報共有

① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、人命救助に重要な 72 時間を意識しつつ次の項目について、派遣部隊等の進出・活動状況を取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。

ア 出動部隊名、所在地

イ 人員数

ウ 出動時間

エ 派遣先

オ 進出・活動状況（進出拠点、救助活動拠点への到達状況）

② 緊急災害対策本部は、その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

③ 現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の都道府県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点及び海上輸送拠点の利用可否情報）の提供を行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

④ 国及び地方公共団体は、機関相互の応援が円滑に行えるよう進出拠点、救助活動拠点等に係る防災関係機関との情報の共有に努める。

(5) 広域応援部隊の活動に必要な拠点

1) 部隊の進出のための拠点

① 進出拠点

ア 各部隊が、(3)に掲げる手順により受援都道府県に向かって移動する際の目標となる

場所を「進出拠点」という。

イ 進出拠点の管理者は、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

② 陸路での進出が難航すると見込まれる地域へのアクセス

ア 津波や深刻な道路交通麻痺により、大規模地震発生後しばらくの間は、陸路による到達が難航すると見込まれる地域については、空路、海路によるアクセスを想定するほか、水路の活用についても検討する。

イ 大規模地震発生直後から深刻な道路交通麻痺が発生することや大規模地震発生後しばらくの間は津波警報が解除されないこと、港湾や漁港内の漂流物・障害物の処理に時間を要することなどが想定されることから、ヘリ・航空機を活用した空からの救出救助・消火活動（部隊投入を含む。）を想定する。

ウ 落橋、液状化、土砂災害、津波等により陸路による到達が困難な地域については、地方公共団体において、そのアクセス方法を具体的に検討しておくべきである。

③ 民間フェリーを活用した進出

ア 広域応援部隊は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間フェリーを利用する可能性を想定する。

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省から広域応援部隊進出のための民間フェリーの利用について要請があった場合には、国土交通省を通じて、速やかに広域応援部隊を輸送できるよう、海上運送事業者と調整を行う。

④ 民間航空機を活用した隊員の輸送

ア 広域応援部隊等は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間航空機を利用する可能性を想定する。

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省からの要請があった場合、必要に応じ、国土交通省を通じて、民間航空会社への協力要請を行う。

2) 部隊の活動のための拠点

① 域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。被災地方公共団体は、「救助活動拠点」の候補地を事前に検討し、大規模地震発生後には速やかに確保するものとする。

② 国及び地方公共団体は、救助活動拠点のうち、

ア 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点

イ 空からの救助活動のために活用することが想定される拠点

については、航空機用救助活動拠点として、大規模地震発生後速やかに利用できるよう候補地を明確化しておくこととする。

(6) 警察、消防、自衛隊及び国土交通省の部隊間の活動調整と活動支援

1) 部隊間の活動調整

① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果

的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、緊急災害対策本部、現地対策本部のほか、被災都道府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（救難情報¹⁰、要救助者の所在場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行う。また、緊急災害対策本部及び現地対策本部は、応急対策活動の全般を把握してより広域的に部隊及び資機材の再配分等が必要な場合において総合調整を行う。

- ② 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段、救難情報等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する国土交通省 TEC-FORCE 及び災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
- ③ 救助・救急、消火活動等に従事する実動部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段の活用のほか、被災都道府県・被災市町村の災害対策本部及び現地対策本部並びに実動部隊間の合同調整所を通じて救難情報等の共有に努めるものとする。

2) 部隊の活動支援

- ① 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、関係省庁等の協力を得て、部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築する。
- ② 国土交通省 TEC-FORCE は、部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行う。

(7) 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械

1) 従事する活動

- ① 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する航空機（回転翼機を含む。）は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助・救急、消火活動、輸送活動、医療活動等に従事する。
- ② 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する艦船・船舶は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助活動、消火活動、航路啓開活動、輸送活動、船舶交通の規制等に従事する。
- ③ 国土交通省の排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置（Ku-SAT）、対策本部車、待機支援車等の災害対策用機械は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、道路啓開活動、排水活動等の応急対策活動に従事する。

2) 航空機の運用の考え方

- ① 重視する航空機の運用は次のとおりである。

¹⁰ 家屋等の下敷きになっている者がいる、津波により建物の屋上等高所に避難し、孤立して救助を求めている者がいる等の救助が必要とされている状況に関する情報

ア 情報収集、人命救助のための航空機の運用

(ア)被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集

(イ)陸路による到達が困難な地域での空からの救出救助・消火活動

(ウ)人命救助のための部隊の輸送及びDMA T 参集のための輸送

を重視する。

イ 医療搬送のための航空機の運用

(ア)広域医療搬送を重視する。この際、傷病者の発生状況やSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）への患者の搬送状況を踏まえ航空機の追加配分を行う。

② 航空機の運用調整

ア 被災都道府県は、航空機を最も有効適切に活用するため、2)①に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

イ 広域医療搬送や陸路到達困難地域での大規模な空からの救出救助・消火活動など、都道府県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部又は現地対策本部が主体となって調整を行う。

ウ 緊急災害対策本部又は現地対策本部は、被災地空域に集中する航空機の安全を確保するため、必要に応じて、一定空域での飛行の注意喚起・自粛要請、指定飛行経路等の設定、航空交通情報の提供エリア等の調整を行う。

エ 現地対策本部、被災都道府県又は被災市町村は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、実動部隊と協議の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。この際、現地対策本部又は被災都道府県は国土交通省に対し、報道機関等の航空機の飛行自粛の協力を要請し、同省はその旨の航空情報（ノータム）を発出する。また、被災都道府県、被災市町村又は現地対策本部は、報道機関等の協力が不可欠ことから、協力を広く要請するものとする。

3) 艦船・船舶の運用の考え方

① 重視する艦船・船舶の運用は次のとおりである。

ア 津波による漂流者の救助のための艦船・船舶の運用

(ア)漂流者の多数発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上捜索を重視する。

(イ)救助した漂流者のうちで、重傷等により早期に医療機関へ搬送し治療する必要がある患者に対応するため、DMA Tをはじめとする医療チームを要請・乗船させることについて考慮する。

イ 陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用

(ア)津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員、物資、資機材等の輸送を重視する。

ウ 消火活動のための艦船・船舶の運用

- (ア) 船舶火災および沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火が効果的なものを重視する。
- エ 航路啓開活動のための艦船・船舶の運用
 - (ア) 被災地の港湾へアクセスする航路の啓開に係る活動を重視する。
- オ 沿岸部の航空搬送拠点・SCUの補完
 - (ア) 沿岸部の航空搬送拠点・SCUなどの至近に政府艦船を着岸又は洋上に停泊させ、DMAT等と連携して当該拠点の補完として活用することを考慮する。
- ② 艦船・船舶の運用調整
 - ア 被災都道府県は、艦船・船舶を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のため艦船・船舶の運用に関し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
 - イ 国レベルでの艦船・船舶の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部が主体となって調整を行う。

4) 災害対策用機械の運用の考え方

- ① 重視する災害対策用機械の運用は次のとおりである。
 - ア 情報収集のための災害対策用機械の運用
 - (ア) 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を重視する。
 - イ 緊急輸送ルートを確認するための災害対策用機械の運用
 - (ア) 緊急輸送ルートを確認するための道路啓開、排水活動を重視する。
 - ウ 排水活動のための災害対策用機械の運用
 - (ア) 津波により深刻な浸水被害が発生した地域での排水活動を重視する。
 - エ 被災した地方自治体支援のための災害対策用機械の運用
 - (ア) 庁舎が被災した地方自治体の通信機能、電源等の確保を重視する。

(8) 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省の部隊派遣の方針

1) 警察庁

- ① 活動内容
 - ア 警察が派遣する警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、死体調査、身元確認の支援、緊急交通路の確保、緊急通行車両等の先導、行方不明者の捜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。
- ② 部隊運用
 - ア 警察は、警察庁調整の下、大規模地震発生後、管内の被害状況を確認し、部隊派遣が可能な場合には、直ちに進出拠点等に向けて部隊を出動させる。
 - イ 警察庁は、被災状況に応じて、各都道府県の警察災害派遣隊に対し、派遣先の都道府県を指示する。

2) 消防庁

① 活動内容

ア 緊急消防援助隊は、情報収集、避難誘導、消火・延焼防止、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送等を行う。

② 部隊の運用

ア 消防庁は、都道府県の被害状況を確認後、あらかじめ定められた計画により、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う。

3) 防衛省

① 活動内容

ア 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・搜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

② 被災地域外に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

ア 防衛省は、大規模地震発生後、速やかに進出拠点に向けて被災地以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

4) 国土交通省

① 活動内容

ア 国土交通省 TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、防災関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、施設・設備等の二次災害防止対策、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等の応急対策活動を行う。

② 部隊の運用

ア 大規模地震発生直後は、受援地方整備局等が中心となり、管内の被災した地域に対して最大限の国土交通省 TEC-FORCE を動員して、応急対策活動を開始する。

イ 応援地方整備局等の国土交通省 TEC-FORCE が到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が一体となって、被災地を支援する活動を迅速に行う。

5 医療活動

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震では、建物倒壊、火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状態となることが想定される。
- 2) そのため、全国から、災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に行い、被災地内において安定化処置¹¹など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保する必要がある。あわせて、被災地内の地域医療搬送を支援するとともに、被災地で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する広域医療搬送を実施する必要がある。これらの実施手順及び各防災関係機関の役割を定める。

(2) 各防災関係機関の役割（表6）

機関	役割
緊急災害対策本部	- 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社及び国立病院機構等（以下「医療関係機関」という。）の行うDMAT等の派遣及び防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行うDMAT等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。 - 被災都道府県からの要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定する。ただし、当分の間、被災都道府県からの要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、広域医療搬送の実施を決定する。 - 広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、非被災都道府県における航空搬送拠点を選定する。
現地対策本部	- 被災都道府県からの要望について取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。 - 大規模地震発生直後における具体計画に基づく広域医療搬送拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等との調整を行う。 - 大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う。 - 被災都道府県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。
消防庁	- 被災都道府県内の消防機関と連携し、救急活動の調整を行うとともに、救急活動及び広域医療搬送について緊急消防援助隊の応援出動等の求め又は指示を行う。 - 非被災都道府県内の航空搬送拠点から広域後方医療施設及び被災都道府

¹¹ 一時的に全身状態を維持させる処置（外傷初期診療ガイドライン（Japan Advanced Trauma Evaluation and care: JATEC）の primary survey に準じた蘇生処置）

	県内の航空搬送拠点から災害拠点病院等までの救急搬送について、関係都道府県内の消防機関と連携し、緊急消防援助隊の応援出動等の求め又は指示を行う。
文部科学省	・ 非被災都道府県の国立大学病院に対して、DMA T等の派遣を要請する。 ・ 非被災都道府県の国立大学病院に対して、広域後方医療活動の実施を要請するとともに、実施する病院について緊急災害対策本部に報告する。
厚生労働省	・ 広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）を用いて災害医療に関する情報を共有する。 ・ 非被災都道府県に対して、広域後方医療活動の実施を要請し、当該活動を実施する施設について、要請先の非被災都道府県の選定報告を受けて、緊急災害対策本部に対して報告する。 ・ 非被災都道府県及び国立病院機構等に対し、必要に応じて、災害拠点病院を中心とした医療機関による広域医療搬送等に従事するDMA T等の派遣を要請する。 ・ 医薬品、医療資機材等の供給について関係業界団体等へ協力を要請する。 ・ 非被災都道府県の医療施設におけるDMA T等の派遣可能数を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。 ・ 避難所等の衛生状態など必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災都道府県に対して公衆衛生医師、保健師等の派遣調整を行う。
国土交通省	・ 広域医療搬送活動に従事するDMA T等の被災地への派遣及び広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急災害対策本部の調整に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者、航空運送事業者及び鉄道事業者の団体等に対する緊急輸送の要請を行う。 ・ 広域医療搬送拠点の設置・運営に当たり、被災都道府県の支援を行う。
海上保安庁	・ 広域医療搬送活動に従事するDMA T等の被災地への派遣及び広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急災害対策本部の調整に基づき可能な範囲で輸送を実施する。
防衛省	・ 自衛隊救護班を編成し、その派遣を行う。 ・ DMA T等の被災地への派遣及び広域医療搬送の実施に関し、緊急災害対策本部の調整に基づき、輸送を実施する。 ・ 広域医療搬送拠点の設置・運営に当たり、都道府県の支援を行う。 ・ 被災都道府県から非被災都道府県への広域医療搬送を実施する。
日本赤十字社	・ 支部及び日本赤十字病院等においてDMA T等を編成し、その派遣を行う。 ・ 被災地内の赤十字病院は可能な限り傷病者の受入れを行う。 ・ 非被災都道府県の支部及び赤十字病院等は広域後方医療活動を実施するとともに、実施する施設について緊急災害対策本部に報告する。 ・ 病院支援、救護所、巡回診療等の医療救護活動に従事する救護班の派遣を

	行う。とりわけ、初動の医療救護活動に引き続き、継続的な医療救護活動のための救護班を派遣する。 - 輸血用血液製剤の全国的な確保及び需給調整を行い、被災地の医療機関等に安定的に供給する。 - 被災都道府県の要請に基づき、広域後方医療施設を選定する。
国立病院機構	- 病院においてDMA T等を編成し、その派遣を行う。 - 被災地内の病院は可能な限り傷病者の受入れを行う。 - 非被災都道府県の病院は広域後方医療活動を実施するとともに、実施する病院について緊急災害対策本部に報告する。 - 病院支援、救護所、巡回診療等の医療救護活動に従事する初動医療班の派遣を行う。とりわけ、初動の医療救護活動に引き続き、継続的な医療救護活動のための医療班を派遣する。
被災都道府県	- 被災都道府県の災害対策本部内、又は庁内に、DMA T等の派遣調整を行う保健医療調整本部を設置し、当該地方公共団体の区域内における医療活動の支援調整を行う。 - 医療機関に対し、DMA T等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災都道府県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に対し、DMA T等の派遣を要請する。 - DMA T等の医療活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）を確保し、迅速に必要な資機材を準備し設営するなど、各活動場所の運営を行う。また、参集拠点についても同様とする。なお、航空搬送拠点については、確保結果を緊急災害対策本部に報告する。 - 厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 - EMIS等を用いて、医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、患者等の避難に必要な支援を行う。 - 医薬品等が円滑に供給されるよう、関係業界団体とあらかじめ協定を結ぶなど、大規模地震発生時に備えた対応に努めるものとする。 - 広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部に要請する。 - 被災都道府県内の医療機関から航空搬送拠点までの患者等の輸送を実施する。 - 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などについて市町村から必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災都道府県に対して公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣の要請を行い、又は、厚生労働省に対して、応援派遣の調整に関する要請を行い、受け入れに向けた連絡調整等を派遣元地方公共団体や市町村と行う。 - 被害が比較的軽微な都道府県は、甚大な被害が生じている都道府県に対し

	て可能な範囲で各種支援を行う。
医療機関	・ 被災地においては、医療提供レベルを維持するために、業務継続計画に基づく対応を行う。なお、業務継続計画が未策定の医療機関においては、継続的に医療活動が行えるよう努めるものとする。 ・ 医薬品等の不足が懸念されるため、可能な範囲での医薬品等の備蓄に努めるものとする。 ・ 大規模地震発生後速やかに、具体計画に基づき、また、被災都道府県からの要請に基づき、DMA T等を派遣する。 ・ 被災地内の医療機関は、自施設の被災状況等をE M I Sに入力し、情報共有を行う。
被災市町村・保健所	・ 行政担当者、地域の医療関係者、派遣医療チームによる地域災害医療対策会議を開催し、医療ニーズの把握と医療チームの配置調整を行う。 ・ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などの情報収集及び都道府県への情報提供並びに公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による避難所等の衛生状態の確保、被災者の健康管理を行うとともに、必要に応じて保健師等の応援派遣を都道府県に要請する。
非被災都道府県	・ 被災都道府県の派遣要請に基づき、医療機関に対し、DMA T等の派遣を要請する。 ・ 被災地外搬送拠点を選定し、管理・運営する。 ・ 広域後方医療施設を選定し、厚生労働省に報告するとともに、当該施設に対して、患者受入を要請する。 ・ 被災地外搬送拠点から広域後方医療施設までの搬送手段を確保、調整する。

(3) 本方針に基づく医療活動の実施

- 1) 医療活動について、具体計画が作成されているときは、具体計画に記載されている活動内容については当該計画の定めるところによる。
- 2) 具体計画が作成されていないときは、本方針に基づき実施する。

(4) 大規模地震発生直後のDMA T派遣

- 1) DMA Tの派遣要請
 - ① 大規模地震発生直後、全てのDMA T指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMA T活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMA T派遣のための待機を行う。
 - ② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、甚大な被害が想定される都道府県へのDMA T派遣を要請する。当該要請に基づくDMA T派遣は、派遣先の都道府県が要請を行ったものとみなす。

2) DMA Tの参集

① 参集拠点

- ア 厚生労働省DMA T事務局は、被害状況に応じ、厚生労働省を通じて緊急災害対策本部と調整の上、参集拠点を決定し、DMA Tの派遣要請の際に具体的に指示する。
- イ 緊急災害対策本部は、上記指示にあわせて、自衛隊等の防災関係機関の航空機の確保の調整、空港管理者への協力要請を行う。また、必要に応じ民間航空会社への協力要請を行う。

② 陸路参集

- ア DMA Tは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則とする。
- イ 自らの所在する都道府県内に派遣されるDMA Tは、原則として災害拠点病院に直接参集する。
- ウ 都道府県境を越えて陸路参集するDMA Tは、2)①アにより定める拠点到参集する。

③ 空路参集

- ア 被災地から遠隔に所在するDMA Tの参集は、原則として空路参集とし、2)①アにより定める拠点到参集する。

④ 参集拠点におけるロジスティクス支援

- ア 厚生労働省DMA T事務局は、DMA T派遣が行われた場合には、参集拠点が所在する都道府県と連携しながら、当該参集拠点到参集したDMA Tの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行うロジスティックチームを参集拠点到速やかに配置する。特に空路参集拠点到においては、空路で参集したDMA Tが、具体的な活動場所までの移動手段を確保できるよう留意する。
- イ 参集拠点的管理者は、上記ロジスティックチームの配置のほか、DMA Tによる車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段的配慮を行う。

3) DMA Tへの任務付与及び指揮

- ① 厚生労働省DMA T事務局は、被害状況の共有など被災都道府県と連携し、2)により各参集拠点到参集したDMA Tに対し、具体的な派遣先都道府県を指示する。
- ② 被災都道府県の災害対策本部内に設置されるDMA T都道府県調整本部¹²は、当該都道府県に派遣されたDMA Tを指揮する。
- ③ 被災都道府県のDMA T都道府県調整本部、DMA T活動拠点到本部は、当該都道府県における具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。
- ④ DMA Tの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、SCU¹³活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。

¹² 「日本DMA T活動要領」において、都道府県は、災害時に被災地内のDMA Tに対する指揮、防災関係機関との活動調整を行う組織として、当該都道府県の災害対策本部内にDMA T都道府県調整本部を設置することとしている。

¹³ 航空搬送拠点到臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点到に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

- ⑤ 被災都道府県のDMA T都道府県調整本部と消防応援活動調整本部¹⁴は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針およびメディカルコントロールに係わる事項等¹⁵を共有し、医療搬送、現場活動等の密な連携を図る。

(5) 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復

- 1) 被災都道府県は、災害拠点病院等をはじめ、都道府県内の全病院の被災状況及び病院支援の必要性について、EMIS等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。
- 2) 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構は、被災地の医療機関における医療活動に関して、患者の受入れを要請するとともに以下の措置をとる。
 - ① 医師、看護師、業務調整員等の医療要員の参集
 - ② 医薬品、医療資機材等の確保
 - ③ 病院建物、医療機器の被害の応急復旧
 - ④ 水道、電気、ガス等のライフラインの被害の応急復旧に関して8に定めるライフライン施設関係省庁への要請
- 3) 被災都道府県は、被災地において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するために、必要なDMA T等の人材、物資・燃料を供給する。供給が困難な場合、被災都道府県は現地対策本部を通じて支援を要請する。
- 4) 医薬品、医療資機材等の調達については、上記2)に定めるもののほか、6に定める物資の調達に準ずる。
- 5) 被災地内の医療機関は、施設、設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、EMIS等を用いて自施設の被害状況を報告し、ライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行うものとする。被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、EMIS等を用いて相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。被災地内の災害拠点病院は、応急用資機材の貸し出し等、被災地内の他の医療機関に対し必要な支援を行う。
- 6) DMA Tの活動に必要な移動は、原則、車両による自力移動とする。被災都道府県は、陸路による移動が困難な場合、防災関係機関の航空機(消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等)、ドクターヘリと調整し、空路移動を支援する。

¹⁴ 消防組織法第44条の2において、一の都道府県の区域内において大規模地震発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部を設置するものとされている。

¹⁵ 救急隊が救急活動時に使用するプロトコル、災害時に特定行為の指示を受ける体制、傷病者の搬送先選定の調整方法等のこと。

- 7) 倒壊等により機能維持が困難なため、病院避難が必要と病院管理者が判断し、都道府県へ報告があった場合、被災都道府県は、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、被災都道府県は現地対策本部を通じて支援を要請する。

(6) 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義

① 広域医療搬送

ア 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

② 地域医療搬送

ア 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

2) 患者搬送の考え方

- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都道府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせで行う。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都道府県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の保有する航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

3) 航空搬送拠点

① 被災都道府県による航空搬送拠点の確保・SCUの設置

ア 被災都道府県は、大規模地震発生後、当該都道府県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。

② 被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能

ア 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災都道府県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。

イ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する航空搬送拠点は、大規模地震発生時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、いわゆる「花巻型SCU」¹⁶として、

¹⁶ 東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的軽微であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

災害現場、被害が甚大な地域の病院からの患者を直接、受入れることを想定する。このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

③ 被災地外の航空搬送拠点・SCUの確保及び広域後方医療活動

ア 非被災都道府県は、厚生労働省との調整に基づき、被災地外の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。

イ 非被災都道府県は、航空搬送拠点から広域後方医療施設への地域医療搬送を行う。

④ SCUの医療機能強化

ア 被害が甚大な地域の航空搬送拠点・SCUには、多数の重症患者が搬送されてくることが想定されるため、こうした航空搬送拠点・SCUにおいては、収容能力の拡大、簡易な手術機能を備えるなど医療機能を強化することが必要と考えられる。このため、今後、国において都道府県と連携して、SCUの医療機能強化に必要な医療資機材・医薬品、それらをまとめた医療モジュールの開発・整備について検討を進めることとする。また、沿岸部の航空搬送拠点・SCUについては、政府艦船を至近に着岸又は洋上に停泊させ、DMAT等と連携して当該航空搬送拠点・SCUの補完として活用することを考慮する。

4) 広域医療搬送

① 対象患者

ア 広域医療搬送は、次に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

(ア) 集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的な処置が必要な内因性病態

(イ) 頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者

(ウ) 身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）

(エ) 全身に中等度以上の熱傷がある患者

② 広域医療搬送の実施手順

ア 緊急災害対策本部は、被災状況、被災地内外の医療体制・搬送体制等を踏まえ、現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外の航空搬送拠点を決定し、防災関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。

イ 広域医療搬送の実施にあたっては、都道府県、自衛隊、消防機関等は、必要に応じ、上記の航空搬送拠点に連絡要員等を配置する。

5) 地域医療搬送

① 被災都道府県の災害対策本部は、医療搬送等が円滑に実施できるように、市町村災害対策本部、消防本部など搬送を担う各機関とEMIS等を活用して、受入れが可能な病院等とメディカルコントロールに係わる事項等の必要な情報を共有し、調整を行う。

- ② 被災都道府県の災害対策本部は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、福祉タクシー、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。
- ③ ドクターヘリの運用
 - ア 被災都道府県のドクターヘリは、各都道府県又は各ドクターヘリ基地病院に定められた運航要領に沿って運用する。
 - イ 非被災都道府県は、厚生労働省、被災都道府県からの要請に基づき、地域の実情に合わせて、ドクターヘリを被災地内のドクターヘリ参集拠点に派遣する。派遣されたドクターヘリは、被災都道府県の災害対策本部の指揮の下、情報提供及び後方支援を受け、主に地域医療搬送に従事する。
 - ウ 被災都道府県の災害対策本部は、航空運用調整班において、ドクターヘリを含め、防災関係機関のヘリコプターの安全・円滑な運用のための運航調整を行う。
 - エ 非被災都道府県のドクターヘリの第1陣は、迅速な活動のため、被災地から300km圏内を基準とし、非被災都道府県が、地域の実情に合わせて派遣を行う。また、被災状況に応じて、第2陣、第3陣を全国から派遣する。
- ④ ヘリコプターによる地域医療搬送
 - ア ヘリコプターによる地域医療搬送は、下記（ア）、（イ）のほか、広域医療搬送を補完する観点から、（ウ）のケースも考慮して行う。被災地方公共団体は、これらの搬送の発着点となる災害拠点病院等の至近に、大規模地震発生後速やかにヘリコプター離着陸場を確保できるよう、事前に調整しておく。
 - （ア）災害現場、航空機用救助活動拠点から被災地内の災害拠点病院までの搬送
 - （イ）災害拠点病院等から被災地内の航空搬送拠点・SCUまでの搬送
 - （ウ）被災地内の災害拠点病院から、直接、被災地外（災害拠点病院、航空搬送拠点・SCU）に搬出する搬送

（7）DMAT以外の医療チームの活動

- 1）DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）や、日本赤十字社、国立病院機構、国立大学病院、日本医師会、日本歯科医師会等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制を確保・継続する。
- 2）被災都道府県が災害による被災者のストレスケア等のため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を求めた場合は、厚生労働省、被災地域外の都道府県及び国立病院機構は、この要請に基づき、精神科医を確保し、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を編成する。その際、必要に応じて、公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。

（8）避難所等における保健・医療・福祉サービス等の提供

- 1）避難所等においても、被災者への医療、健康管理及び高齢者・障害者等への福祉サービスの提供

が可能となるよう、被災都道府県の災害対策本部内、又は庁内に設置した保健医療調整本部において、必要な医療チーム、保健師等の保健医療活動の調整を行う。

- 2) 被災地の医療機関の被災状況や医療チーム等の受入れ状況により、被災地内で十分な医療サービス等が受けられない場合には、必要に応じて、非被災都道府県の医療機関等に患者等を輸送するものとする。この場合の輸送方法は(6)に準じて行うものとする。
- 3) 被災地方公共団体及び日本赤十字社は、生活環境の変化による高齢者等の心身の機能の低下、生活習慣病の悪化、心の問題等の健康上の課題が生じることが想定されることから、看護師、保健師、管理栄養士等のチームによる個別訪問や巡回相談等の健康相談等が可能な体制の確保に努めるものとする。

6 物資の調達

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震発生時には、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、大規模地震発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- 2) このような大規模地震発生時には、国は、被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する必要がある（これをプッシュ型支援と呼ぶ。）。その際、被災都道府県は、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（これをプル型支援と呼ぶ。）に切り替えるものとする。また、被災地における物資の供給体制が安定し、被災都道府県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災都道府県による体制に移行する。国は、これら物資調達・供給の実施にあたっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の早期回復に十分配慮して行う。
- 3) これら大規模地震発生直後に行うプッシュ型支援をはじめとする、国による物資調達・供給の内容及び手順を明らかとする。

(2) 各防災関係機関の役割（表7）

機関	役割
緊急災害対策本部	- 被災都道府県からの要請を待たずに行う物資調達及び被災都道府県からの要請に基づく物資調達に係る総合調整を行う。 - 物資の調達を厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び消防庁（以下「物資関係省庁」という。）に依頼する。 - 物資関係省庁又は被災都道府県からの要請に基づき、国土交通省を通じて民間事業者に対し、物資の輸送活動を行うよう依頼する。 - 民間事業者による輸送活動が困難な場合は、国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁又は警察庁（以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対し、輸送手段の優先的な確保等の配慮を依頼する。 - 民間輸送事業者及び自社輸送が可能な物資調達関係事業者の輸送車両の把握及び警察庁との情報共有を行う。
現地対策本部	- 物資の充足・不足の度合いの状況把握を行い、緊急災害対策本部に報告する。 - 都道府県及び市町村の物資調達に係る事務処理体制を把握し、必要に応じて助言、代行等を行う。 「物資調達・輸送調整等支援システム」の記載・操作方法について、被災地方公共団体を支援する。

	- 被災都道府県からの要請を待たずに行う物資調達を行った場合は、要請に基づく支援への切り替え時期等の状況判断を行い、緊急災害対策本部に報告する。 - 輸送活動に係る状況把握、所管区域内の輸送活動に関する助言、調整を行い、必要に応じて緊急災害対策本部に対応を依頼する。 - 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の開設状況を都道府県から聴取し、緊急災害対策本部に報告するとともに、必要に応じ、指定地方行政機関等と協力して、運営に関する助言、調整を行う。 - 被災地方公共団体からの要請に基づき、避難所までの物資輸送の最適化や運送事業者によることが特に困難な孤立地域等への輸送について、緊急輸送関係省庁と協力して、輸送に関する助言、調整を行う。
警察庁	- 都道府県警察が行う民間輸送事業者等を含む緊急通行車両等への標章の発行手続に必要な情報提供を行う。 - 緊急通行車両以外の車両であって緊急交通路の通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮するものとする。
総務省	関係業界団体等に対して、通信機器等を出荷するよう要請を行う。
消防庁	- 非被災都道府県からの物資提供可能量について調査する。その際、調査する物資の種別、調査対象とする都道府県の範囲等について、必要に応じて緊急災害対策本部と連携し調整する。 - 物資の提供について、緊急災害対策本部からの依頼に基づき、非被災都道府県との連絡調整を行う。 - 緊急災害対策本部からの依頼を受け、消防活動への影響がない範囲内で、消防機関に対して緊急輸送の要請を行う。
厚生労働省	- 都道府県及び関係団体を通じて全国の水道事業者に応急給水を要請する。 - 関係業界団体等を通じ、医薬品・医療機器等の供給について要請する。 - 関係業界団体等を通じ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品のほか、衛生用品等の調達・供給を行う。
農林水産省	- 米穀については、卸売業者に対し速やかに手持精米を売却するよう指示するほか、必要に応じ政府保有米穀を供給する。 - 関係業界団体等を通じ、食料、飲料水（ペットボトル）、育児用調製粉乳等の調達・供給を行う。
経済産業省	関係業界団体等を通じ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパーのほか、作業用具類、ティッシュペーパーなどの生活用品類、洗剤、歯ブラシなどの洗面用具類、カセットこんろ、カートリッジボンベなどの食器・調理用具類の生活必需品の調達・供給を行う。
国土交通省	- 緊急災害対策本部からの依頼を受け、自動車運送事業者、海上運送事業者、航空輸送事業者及び鉄道事業者の団体等に対する緊急輸送の要請を行う。 - 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）及び堺泉北港堺2区基幹

	的広域防災拠点における緊急輸送活動の支援を行う。 ・ 緊急災害対策本部からの依頼を受け、広域物資輸送拠点の代替拠点となる民間倉庫やトラックターミナル等の助言・調整を行う。
海上保安庁	・ 緊急災害対策本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、可能な範囲で被災地方公共団体に対し給水を実施する。 ・ 緊急災害対策本部からの依頼を受け、救助・救急活動等への影響がない範囲で保有する船舶、航空機を用いて緊急輸送活動を実施する。
防衛省	・ 緊急災害対策本部又は被災都道府県からの要請に基づき、可能な範囲で被災者に対する給食及び給水を実施する。 ・ 緊急災害対策本部又は被災地方公共団体からの依頼を受け、緊急性・非代替性の観点及びその輸送能力の特性を踏まえて、保有する船舶、航空機、車両等を用いた緊急輸送を実施する。
被災都道府県	・ 国等からの物資等を受け入れるための広域物資輸送拠点の開設、確保を行う。 ・ 備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を自ら又は被災市町村を通じて避難者に対し供給する。 ・ 原則として、広域物資輸送拠点から市町村が設置する地域内輸送拠点又は避難所までの輸送を行う。
都道府県公安委員会	・ 緊急通行車両等に対する確認手続を行う。
被災市町村	・ 備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を避難者に対し供給する。 ・ 地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行う。

(3) 本方針に基づく物資の調達の実施

1) 物資の調達について、具体計画が作成されているときは、具体計画に記載されている活動内容については当該計画の定めるところによる。

2) 具体計画が作成されていないときは、本方針に基づき実施する。

(4) プッシュ型支援による物資調達

1) 対象品目

- ① プッシュ型支援により被災都道府県に供給する品目は、食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目とする。

2) 実施手順

- ① 大規模地震発生後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援を実施することを判断し、物資関係省庁に対して、調整先（関係業界団体、関係事業者、地方公共団体）との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。
- ② 緊急災害対策本部・現地対策本部は、被災都道府県における広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を当該都道府県に伝達する。
- ③ 緊急災害対策本部・現地対策本部は、大規模地震発生後の被害状況に応じ、被災都道府県と調整の上、必要量を算出する。
- ④ 各品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
育児用調製粉乳	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・	消防庁	地方公共団体
簡易トイレ	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレトーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

- ⑤ 緊急災害対策本部は、調達した物資の被災都道府県の各広域物資輸送拠点への配分量と到着予定日時について当該都道府県に情報共有する。
- ⑥ 国及び被災都道府県は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、ファクシミリ等の代替手段により対応する。

3) 8品目の必要量

- ① 大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも大規模地震発生後3日目までに、必要となる物資が被災都道府県の広域物資輸送拠点に届くよう調整する。
- ② 必要量については、大規模地震発生後4日目から7日目までに必要となる量とする。
- ③ 食料については、調理不要の食品を中心に、調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。
- ④ 毛布については、消防庁は地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄からの最大限の確保を行うものとする。

(調達するトイレの種類)

名称	仕様	既設トイレの ブース活用可否	梱包サイズ、重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に 便袋を設置し、使用後 は、し尿をパックし処分 するタイプ。 電源と汲み取りを必要 としない。	活用可能	※参考例(1ケース 200 回分) 縦 360×横 570×高さ 460mm 約 13kg
簡易トイレ	室内に設置可能な小型 で持ち運びができるト イレ。し尿を貯留又は凝 固するタイプ。 介護用のポータブルト イレも含む。 電源と汲み取りを必要 としない。	活用不可。 別途、囲いを確 保するよう配慮 する。	※参考例(1ケース 1 台分) 縦 390×横 385×高さ 145mm 約 2.6kg

(必要量の算出式)

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所 避難者数	避難所避難者数×3食×1.2 ¹⁷
毛布	避難所 避難者数	避難所避難者数×一人当たり必要枚数2枚 －被災地方公共団体備蓄量
育児用調製粉乳	避難所 避難者数	避難所避難者数×0歳人口比率 ¹⁸ ×一人1日当たり必要量140g×4日間
乳児・小児用 おむつ	避難所 避難者数	避難所避難者数×0～2歳人口比率 ¹⁸ ×一人1日当たり必要量8枚×4日間
大人用おむつ	避難所 避難者数	避難所避難者数×必要者割合0.005 ¹⁹ ×一人1日当たり必要量8枚×4日間
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所 避難者数 上水道支障率	避難所避難者数×上水道支障率 ²⁰ ×一人当たり使用回数5回/日×4日間

¹⁷ 食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

¹⁸ 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、平成22年国勢調査（総務省統計局）における数値

¹⁹ 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

²⁰ 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災都道府県ごとの断水人口の割合（断水率）

トイレ トイレット ペーパー	避難所 避難者数	避難所避難者数×一人1日当たり必要量 0.18 ²¹ 巻×4日間
生理用品	避難所 避難者数	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率 ¹⁸ ×一人1期間（7日間）当たり必要量 30枚×4／7 ²² ×1 ／4 ²³

（５） プル型支援による物資調達

- 1) 被災都道府県は、自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急災害対策本部を通じて発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に調達を要請する。
- 2) 物資関係省庁は、1)の要請に対応し、それぞれ担当する調整先と調整し、要請物資の調達・供給を行う。
 - ① 消防庁は、要請に応じて飲料水（ペットボトル）、食料、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、その他の生活必需品について、地方公共団体の公的備蓄から確保できるよう地方公共団体と調整を行う。
 - ② 農林水産省は、要請を受けて食料、飲料水（ペットボトル）、育児用調製粉乳等の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
 - ③ 経済産業省は、要請を受けて携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパーのほか、作業用具類、ティッシュペーパーなどの生活用品類、洗剤、歯ブラシなどの洗面用具類、カセットこんろ、カートリッジボンベなどの食器・調理用具類の生活必需品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
 - ④ 厚生労働省は、要請を受けて、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品のほか、衛生用品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
- 3) 国及び被災都道府県は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、ファクシミリ等の代替手段により対応する。

（６） 飲料水の調達

- 1) 飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。
- 2) 実施手順
 - ① 厚生労働省は、被災状況から判断して必要と認める場合又は被災都道府県からの要請があ

²¹ トイレトイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

²² 生理用品の算出式における「4／7」という係数は、一人1期間（7日間）当たりのうちの4日間分（4日目～7日目）

²³ 生理用品の算出式における「1／4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

った場合には、都道府県及び関係団体を通じて、全国の水道事業者（市町村等）に対して応急給水の実施に係る支援を要請し、調整等を行う。

- ② 必要量を調達するため、被災水道事業者は、応急給水を大規模地震発生後速やかに実施する。具体的には、被災地域外からの応援（給水車等）も活用し、被災地域内の浄水場、配水池、貯水槽等から各避難所への給水を行うとともに、仮設給水栓を開設する。なお、大規模地震発生から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄を含めて対応することを想定する。
- ③ 孤立集落など陸路による輸送が困難な地域への応急給水について、被災水道事業者及び応援水道事業者が自ら輸送手段を確保できない場合には、被災地方公共団体が緊急災害対策本部・現地対策本部に対して輸送手段の確保を要請する。

3) 飲料水の必要量

- ① 断水人口を踏まえ、飲料水の必要量を計画する。

(必要量の算出式)

項目	前提とする被害量	算出式
飲料水	要給水者数（断水人口）	要給水者数（断水人口）×3リットル

(7) 物資の輸送手段の確保

- 1) 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者（関係事業者、地方公共団体）が自ら広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保することを原則とする。
- 2) 自ら輸送手段を確保できない場合に限り、物資関係省庁の要請を受けて緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。港湾に物資を集約し、海上輸送によって輸送する方が効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。
- 3) 国土交通省が輸送手段を確保することが困難な場合には、緊急災害対策本部は、海上保安庁、防衛省又は消防庁による輸送を依頼する。
- 4) 物資関係省庁、地方公共団体及び国土交通省は、平時より緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領²⁴による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- 5) 都道府県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の輸送を行う事業者は、速やかに緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

²⁴ 「大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（通達）（平成24年3月8日警察庁丙規発第7号、丙交企発第19号、丙交指発第4号、丙運発第22号）」

- 6) 警察庁は、緊急交通路の交通状況や道路啓開状況を踏まえ、緊急通行車両確認標章の交付対象車両の拡大や大型貨物自動車、事業用自動車等について規制から除外するなど、物資輸送・供給を考慮した交通規制が行われるよう関係都道府県警察の指導調整を行う。

(8) 物資輸送における役割分担

- 1) 国は、遅くとも大規模地震発生後3日目までに、被災都道府県の広域物資輸送拠点（被災状況から不要と判断される拠点を除く。）に対して、(4)に掲げる必要量の全部又は一部の輸送を行う。
- 2) 被災都道府県は、国が広域物資輸送拠点に輸送する物資の配分先（市町村）をあらかじめ計画し、市町村が設置する地域内輸送拠点又は避難所までの輸送を行うことを原則とする。
- 3) 被災地方公共団体の行政機能の低下など被害状況によっては、緊急災害対策本部・現地対策本部と被災都道府県が一体となって、避難所までの物資輸送の最適化について検討するものとする。特に、避難所への搬送にあたっては、被災地域内の輸送力不足が想定されるため、運送事業者を中心に様々な機関・団体が連携して行う。また、運送事業者によることが特に困難な孤立地域等への輸送については、緊急輸送関係省庁が輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

(9) 広域物資輸送拠点等の確保

1) 広域物資輸送拠点等の定義

- ① 広域物資輸送拠点²⁵とは、国等から供給される物資を被災都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて、当該都道府県が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ② 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ③ 都道府県及び市町村は、広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点をあらかじめ選定しておくものとする。

2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保

- ① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとする。
 - ア 新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
 - イ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
 - ウ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
 - エ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること

²⁵ 国土交通省では、都道府県レベルでの物資拠点の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を別途策定している。

- オ 非常用電源が備えられていること
- カ 原則として津波浸水地域外にある施設であること
- キ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ② 民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用である。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、あらかじめ代替拠点を選定するものとする。
- ③ 施設の運営にあたっては、大規模地震発生当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得る。このため、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。
- ④ 地域内輸送拠点については、各市町村において、２）①、②を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定するものとする。

（１０） 運用命令等

- １） 運送事業者が行う緊急輸送は、運送事業者の協力を得て実施することを原則とするが、特に必要と認めるときは、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 道路輸送関係
 - ア 地方運輸局長の一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者に対する運送命令（道路運送法）
 - ② 海上輸送関係
 - ア 国土交通大臣の船舶運航事業者に対する航海命令（海上運送法）
 - イ 国土交通大臣の港湾運送事業者に対する公益命令（港湾運送事業法）
 - ③ 陸上及び海上輸送関係
 - ア 内閣総理大臣による都道府県知事が行う救助についての他の都道府県知事に対する応援指示を実施するため、当該都道府県知事の要求を受けて行われる地方運輸局長の輸送関係者に対する救助業務従事命令（災害救助法）
 - ④ 災害応急対策必要物資の運送
 - ア 緊急輸送関係省庁は、必要に応じて、輸送事業者である指定公共機関に、輸送すべき物資又は資材、運送すべき場所及び期日を示し、当該物資の運送を要請（災害対策基本法）

（１１） 円滑な物資供給を図るための原則

- １） 物資の調達に当たっては、各主体の発注の重複に伴う混乱を避け、被災地への円滑な供給を行うため、国、地方公共団体及び民間物資供給事業者の間で、次に掲げる原則を共有する。
 - ① 物資の調達については、被災地方公共団体及び物資関係省庁の供給依頼が、非被災地方公共団体の供給依頼に優先されるものとする。また、大規模地震発生直後の情報混乱期に、非被災地方公共団体が被災地方公共団体の応援のために行う物資調達は、自らの管轄区域内又は自らが属する地域ブロック（地域防災計画等に基づく都道府県間の災害時の広域相互応援に係るものをいう。）の域内の事業者で調達及び輸送を行うよう配慮するものとする。
 - ② できる限り迅速な物資供給を行う観点から、民間物資供給事業者は、依頼者が国、地方公共

団体の別にかかわらず、依頼を受けた順に物資を供給するものとする。ただし、被災者に近い者からの依頼の方が、輸送過程における滞留のリスクが少ないこと、また、確実かつ的確に被災者に物資を届けることができる可能性が高いことから、民間物資供給事業者において、供給を遅らせない範囲内で、供給の順序又は量を調整することが可能な場合には、被災市町村、被災都道府県、国、非被災地方公共団体の順で優先させることができる。

- ③ 国内に製造事業者が少ないなど、短期間での供給可能量に制約があるような土のう袋、ブルーシート、仮設トイレ等の物資については、各防災関係機関は、できる限り事前に十分な必要量を備蓄しておくものとする。
- ④ 大規模地震発生時に全国的に需要が急増しやすい飲料水（ペットボトル）、乾電池、カイロ等の物資については、農林水産省及び経済産業省は、できる限りその製造事業者等との間で受注時期、数量、在庫状況、生産計画等を勘案の上、緊急輸入も含め、計画的な物資の調達に努める。

（１２） 保管命令及び収用

- １）物資関係省庁が行う関係業界団体、関係事業者等を通じての調達は、関係者の協力を得て行うことを原則とするが、関係者の自発的協力が得られず、かつ、その協力が特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣等は災害救助法に定めるところにより保管命令又は収用を行う。

（１３） 費用負担

- １）物資調達に要する費用については、原則として次によるものとする。
 - ① 費用を支弁する者
 - ア 物資の代金については、調達要請を行った被災都道府県が引取り後支払う。ただし、プッシュ型支援による調達については、被災都道府県が調達要請を行ったものとみなす。
 - イ 被災都道府県が災害救助法を適用し被災者の応急救助として供与した食料、生活必需品に対して支弁した費用については、同法の規定により、その一部を国が負担する。
 - ② 調達価格等
 - ア 調達価格については、大規模地震発生直前の価格を基準として、調達の都度決定することを原則とする。
 - イ 災害救助法に基づく収用による損失補償については、同法の定めるところによる。
- ２）緊急輸送に要する経費の負担関係費用については、原則として次によるものとする。
 - ① 国が行う緊急輸送に要する費用については、当該緊急輸送を行う各機関において負担する。
 - ② 緊急災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が手配する運送事業者が行う緊急輸送に要する経費については、当該緊急輸送を必要とした被災都道府県が支払うものとする。
 - ③ 道路運送法等の法令に基づく運送命令等による輸送に係る損失補償については、各法令の定めるところによる。
 - ④ 災害救助法に基づく応急救助として実施される人員及び物資の輸送に対して支弁した費用については、同法の規定により、その一部を国が負担する。

7 燃料供給

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震により多くの製油所・油槽所・L P ガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- 2) このため、資源エネルギー庁は、石油精製業者等による系列供給網ごとの業務継続計画（以下「系列BCP」という。）を基本としつつ、必要に応じて、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「石油備蓄法」という。）第13条及び第14条に定める「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく系列を越えた相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- 3) さらに、防災拠点や、応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し、迅速かつ円滑に供給するため、2)に記載する供給体制と連携して進めるべき「重点継続供給」及び「優先供給」の手順を定めるとともに、関係省庁の連携による燃料輸送・供給体制の確保に関する事項についても併せて定める。

(2) 各防災関係機関の役割（表8）

機関	役割
緊急災害対策本部	・ 資源エネルギー庁に対して、重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。 ・ 重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。 ・ 優先供給については、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本LPガス協会に対して、被災都道府県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。 ・ 陸上輸送路の通行を確保するため、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を講ずるよう担当する防災関係機関に要請する。 ・ 石油精製業者自ら輸送手段を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、輸送手段の確保を調整する。 ・ 緊急災害対策本部は、現地対策本部、国土交通省及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。
現地対策本部	・ 燃料の充足・不足の度合いの状況把握を行い、緊急災害対策本部に報告する。 ・ 現地対策本部は、緊急災害対策本部、国土交通省及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。

警察庁	都道府県警察が行う民間輸送事業者等を含む緊急通行車両等への標章の発行手続に必要な情報提供を行う。
資源エネルギー庁	- 経済産業大臣は、大規模地震発生後、緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」（以下「石油連携計画」という。）及び「災害時石油ガス供給連携計画」（以下「石油ガス連携計画」という。）の実施勧告を速やかに行う。 - 重点継続供給及び優先供給の実施に必要な燃料補給体制を構築する。 - 非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講じる。 - 被災者の不安解消や買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、営業可能な住民拠点ＳＳ（自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となる給油所）を速やかに公表する。
国土交通省	- 管理する道路の被災状況について早急に把握し、緊急輸送ルートから、燃料の供給拠点である製油所・油槽所へのアクセスについて、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。 - 被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。
石油精製業者等	「系列ＢＣＰ」に定めた供給回復目標を早期に達成することができるよう、系列の運送業者や給油所も含めた、各社系列の石油供給網全体を早期に回復する。 - 経済産業大臣の勧告を受け、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。
被災都道府県	- 災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設については、当該地方公共団体において、対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。 - これらの重要施設の燃料確保が困難であると認めるときは、当該都道府県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。 - 部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。
都道府県公安委員会	緊急通行車両等に対する確認手続を行う。

（３） 本方針に基づく燃料供給の実施

１）燃料供給について、具体計画が作成されているときは、具体計画に記載されている活動内容につ

いては当該計画の定めるところによる。

２）具体計画が作成されていないときは、本方針に基づき実施する。

（４） 石油業界における基本的な燃料供給体制

１）「系列ＢＣＰ」に基づく石油供給の早期構築

① 資源エネルギー庁は、石油精製業者等が、「系列ＢＣＰ」に定めた供給回復目標を早期に達成することができるよう、系列の運送業者や給油所も含めた、各社系列の石油供給網全体の早期復旧を指導し、安定供給の体制を早期に構築する。

２）「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携

- ① 経済産業大臣は、大規模地震発生後、緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく石油連携計画及び石油ガス連携計画の実施勧告を速やかに行う。
- ② 石油精製業者等は、上記勧告を受け、系列ごとの供給体制を基本としつつ、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

（５） 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

１）重点継続供給

① 緊急災害対策本部は、応急対策活動用の車両や航空機への燃料供給体制の確保のため、大規模地震発生後、次に掲げる給油施設の中から、重点的かつ継続的な燃料補給（以下「重点継続供給」という。）を行い、給油活動を維持すべき施設を指定し、資源エネルギー庁に対して、当該指定施設に対する重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。

ア 緊急輸送ルート上に位置する広域進出拠点又は進出拠点に存する中核給油所

イ 救助活動拠点の最寄りの中核給油所

ウ 航空機用救助活動拠点に存する給油施設

エ 上記ア、イ、ウのほか、被災地に所在する中核給油所のうち、緊急災害対策本部が災害応急対策の円滑な実施のために重点継続供給を行うべきと判断するもの

※ア、イ及びエについては、２）①により、資源エネルギー庁があらかじめ取りまとめているリストに記載の中核給油所が対象となる。

② 資源エネルギー庁は、当該要請を受け、（４）の供給体制の下で、石油精製業者等が、緊急災害対策本部からの都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで当該施設に対して燃料補給を継続する体制を構築する。

③ 重点継続供給を行う中核給油所（上記ア、イ、エ）においては、緊急自動車、緊急通行車両確認標章を掲示する車両及び自衛隊車両に対して優先的に給油を行う。

④ 緊急災害対策本部は、重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。

2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有

- ① 資源エネルギー庁は、中核給油所の油種等を取りまとめ、あらかじめ内閣府に共有しておくものとする。
- ② 緊急災害対策本部は、大規模地震発生後、重点継続供給を行うべき給油施設を資源エネルギー庁に伝達するとともに、当該給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）を、緊急輸送ルート、救助・消火活動、医療、物資輸送等を担当する省庁に対して速やかに共有するものとする。

（６）業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

1) 重要施設への優先供給体制²⁶

- ① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という。）については、当該地方公共団体において、対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄²⁷が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。
- ② 被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都道府県は、当該施設管理者と石油販売業者との間の通常取引や、被災地方公共団体の調整では、優先供給施設の燃料確保が困難であると認めるときは、当該都道府県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。
- ③ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、上記に準じて、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請することができるものとする。
- ④ 資源エネルギー庁は、優先供給の実施のために必要に応じ、石油連盟及び日本ＬＰガス協会に対して、小口燃料配送拠点及びＬＰガス中核充填所への燃料補給体制を構築するよう要請する。

2) 優先供給要請の手順

- ① 1)により被災都道府県又は関係省庁が緊急災害対策本部に要請を行う場合には、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。要請に際して、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- ② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本ＬＰガス協会に対して、被災都道府県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸

²⁶ 資源エネルギー庁では、重要施設や臨時の給油施設に対する燃料供給をより円滑に行うために、地方公共団体、関係省庁等が構築すべき体制等について詳細にまとめた「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」を別途策定している。

²⁷ 資源エネルギー庁では、電力・ガス供給が途絶えた状態であっても業務継続が必要とされる重要インフラ施設は、交通途絶、災害時の燃料供給体制の構築、輸送手段の確保の時間等を考慮して、発災から４日程度は自衛的な燃料備蓄で対応することを想定している。

送、供給するよう要請する。

- ③ 資源エネルギー庁は、被災都道府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討する。

3) 費用の国庫負担

- ① 優先供給を要請した燃料の代金については、引取り後、2) ①により費用を負担することに合意した費用負担者が支払う。
- ② 被災都道府県が災害救助法を適用し被災者の応急救助として供与した燃料に対して支弁した費用については、同法の規定により、その一部を国が負担する。

(7) 臨時の給油施設に対する供給手順

- 1) 被災都道府県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。
- 2) 被災都道府県は、上記にあたっては、区域内の給油所等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。(その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン(平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号)」を活用し、大規模地震発生前に事前計画を作成して消防本部と相談しておくべきものである。)

(8) 燃料輸送・供給体制の確保

1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保

- ① 道路管理者は、緊急輸送ルートから、燃料の供給拠点である製油所・油槽所へのアクセスについては、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。また、都道府県警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。
- ② 緊急災害対策本部は、次に掲げる事項に留意しつつ、必要に応じて、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を講ずるよう担当する防災関係機関に要請する。
 - ア ディーゼル車の排気ガス規制条例(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)
 - イ 道路法による長大・水底トンネルにおける燃料輸送車両の通行制限緩和措置²⁸
 - ウ 鉄道タンク車が走行可能な路線の確保と貨物車両の確保
- ③ 燃料の輸送は、供給依頼を受けた者自らが行うことを原則とする。ただし、被災の影響により石油精製業者自ら陸上輸送手段(タンクローリーやドラム缶詰燃料の輸送に用いるトラック、鉄道タンク車等の車両)を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。

²⁸ 被災地方公共団体等から災害応急対策に必要な燃料の供給要請があり、かつ道路管理者が特に通行を認めた場合において、誘導車を当該車両の前後に配置(エスコート通行方式)するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについて、通行を可能とする措置

- ④ 資源エネルギー庁、関係省庁及び地方公共団体は、平時より、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- ⑤ 都道府県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- ⑥ 被災地における中核給油所では多数の給油希望者が集中することによるトラブルが予想されるため、資源エネルギー庁は、中核給油所情報を警察庁及び都道府県警察と共有する。

2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保

- ① 国土交通省地方整備局及び港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列BCP」と整合を取りつつ、「港湾BCP」に基づき、被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。
- ② 海上保安庁は、製油所・油槽所が津波被害等により海上に油等が流出し、災害応急対策に支障が生じ、又は海上火災等の二次災害の発生おそれがある場合には、航行船舶の避難誘導活動等の措置を講じるとともに、排出の原因者等に対する指導・助言・命令を行う。また、海上保安庁及び国土交通省地方整備局は、状況に応じ、各石油精製業者及び石油連盟による油等の防除作業に協力する。
- ③ 被災の影響により石油精製業者自ら海上輸送手段（フェリー、RORO船など）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれがある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ④ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省地方整備局及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。

(9) 全国的な燃料不足への対応

- 1) 大規模地震発生時は、非被災地も含め、全国的に燃料の生産・物流体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び資源エネルギー庁は、非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、(4)の石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講じる。
- 2) 緊急災害対策本部は、燃料の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

8 ライフラインの復旧

(1) 趣旨

- 1) 迅速かつ円滑な応急対策の実施や、被災者の生活確保のため、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うための対処方針と防災関係機関の役割を定める。

(2) 各防災関係機関の役割（表 9）

機関	役割
緊急災害対策本部	・ 災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、人命の安全に必要な施設及び首都中枢機能の継続性確保に必要な施設など、特に必要と認められる場合には、厚生労働省、経済産業省、総務省及び国土交通省（以下「ライフライン施設関係省庁」という。）を経由してライフライン事業者に対して応急復旧を依頼する。特に緊急を要する場合には、本部長は法第 28 条の 6 第 2 項に基づき、指示を行う。 ・ 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン施設（以下「ライフライン施設」という。）の応急対策に関してライフライン施設関係省庁から要望があった場合には、関係省庁に対して必要な措置を要請する。
現地対策本部	・ 主要なライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等の情報の把握に努める。 ・ 人命の安全に必要な施設及び首都中枢機能の継続性確保に必要な施設など、特に緊急を要する場合、その他必要があると認められる場合には、指定公共機関であるライフライン事業者に対して直接依頼を行う。
ライフライン施設関係省庁	・ 所管するライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。 ・ ライフライン事業者の行う応急対策について適宜必要な指示を行うとともに、ライフライン事業者及び被災都道府県からの応急対策に関する要請等を受け必要な措置をとる。この場合、措置内容を緊急災害対策本部及び現地対策本部に速やかに報告する。
被災地方公共団体	・ 当該区域のライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。また、ライフライン事業者と連携しつつ、地域住民に対し、ライフラインの復旧状況や今後の予定等を広報するものとする。 ・ ライフライン事業者に対して当該区域でライフライン事業者が行う応急対策について適宜必要な要請を行う。 ・ ライフライン事業者からの応急対策に関する要望を受け、現地対策本部を通じて、ライフライン施設関係省庁に対してさらに要請する等必要な措置をとる。
ライフライン事業者	・ 自ら管理するライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努め、あらかじめ定める計画に基づき大規模地震発生後の

	ライフライン施設の復旧計画を作成し、効果的かつ速やかな施設の応急復旧を行う。この際、ライフライン施設の復旧は他の応急対策の実施に密接に関連することから、その復旧の方針・計画については国・地方公共団体、他の事業者と必要な情報交換、調整等を行いつつ作成するものとする。
--	---

(3) 応急復旧に関する基本的な活動方針

- 1) ライフライン事業者は、ライフライン施設の復旧を、原則として、当該事業者が保有する復旧計画に基づき実施する。ただし、首都中枢機能の確保等の観点から必要に応じ、優先的に復旧させる機能（施設）の優先順位に関する方針を緊急災害対策本部で決定した場合は、当該方針に則した復旧を迅速に行う。
- 2) 緊急災害対策本部は、主要な施設への電力の供給回復がなされないなど、当該ライフライン機能の復旧までに時間を要する可能性がある場合、また、当該ライフラインの回復が遅れることなどにより他のライフライン施設に支障を来す場合は、必要に応じて、関係省庁を通じて、当該ライフライン事業者に対し、全国からの人員の派遣、機材の調達等の迅速な復旧に必要な要請・支援を行う。
- 3) 緊急災害対策本部は、浄水場や下水処理場等のライフライン施設については、復旧に時間を要することが想定されるため、必要な対処について総合調整する。

(4) 応急復旧に当たっての優先復旧方針

- 1) ライフライン施設の応急復旧に当たっては、次の施設の優先復旧に努める。
 - ① 病院、救護所等の人命の安全に必要な施設
 - ② 首都中枢機能の継続性確保に必要な施設
 - ③ ①以外の災害対策本部施設等の災害応急対策関連施設
 - ④ 避難所等の民生安定のための施設

(5) 応急復旧の手順

- 1) 事前の準備
 - ① ライフライン事業者は、ライフライン施設の被害はきわめて甚大であることが想定されており、当該ライフライン事業者だけでは対処しがたい可能性が高いことから、大規模地震発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、他のライフライン事業者等の応援を求める必要がある場合に備えて、事業者間であらかじめ応援協定を整えるなど、大規模地震発生後速やかに応援がなされるよう努める。
- 2) 大規模地震発生後の情報収集・提供
 - ① ライフライン事業者は、自ら管理するライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧

見通し等情報の把握に努める。

- ② 緊急災害対策本部、現地対策本部、ライフライン施設関係省庁、被災地方公共団体は、ライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等の情報の把握に努めるとともに、情報収集で得た衛星写真・航空写真・画像等について、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努める。

3) 復旧計画の作成

- ① ライフライン事業者は、効果的かつ速やかな施設の応急復旧を行うため、あらかじめ定める計画に基づき大規模地震発生後のライフライン施設の復旧計画を作成するものとする。この際、ライフライン施設の復旧は他の応急対策の実施に密接に関連することから、その復旧の計画については国・地方公共団体、他の事業者と必要な情報交換、調整等を行いつつ作成するものとする。

4) 応急復旧の実施

① 緊急災害対策本部

- ア 災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、人命の安全に必要な施設及び首都中枢機能の継続性確保に必要な施設など、特に必要と認められる場合には、ライフライン施設関係省庁を経由してライフライン事業者に対して、迅速な応急復旧を依頼する。特に緊急を要する場合には、本部長は法第 28 条の 6 第 2 項に基づき、指示を行う。
- イ ライフライン施設の応急対策に関してライフライン施設関係省庁から緊急輸送、道路啓開ルート情報、衛星写真・航空写真・画像等の提供、燃料の確保その他の要望があった場合には、関係省庁に対して必要な措置を要請する。要請を受けた関係省庁は、その緊急性に鑑み、早急に措置を講じるよう努めるものとする。

② 現地対策本部

- ア 人命の安全に必要な施設及び首都中枢機能の継続性確保に必要な施設など、特に緊急を要する場合、その他必要があると認められる場合には、指定公共機関であるライフライン事業者に対して直接依頼を行うことができる。

③ ライフライン施設関係省庁

- ア ライフライン事業者の行う応急対策について適宜必要な指示を行うとともに、ライフライン事業者及び被災都道府県からの応急対策に関する要請等を受け必要な措置をとる。この場合、措置内容を緊急災害対策本部及び現地対策本部に速やかに報告する。

④ 被災地方公共団体

- ア ライフライン事業者と連携しつつ、社会的不安除去の観点からも地域住民に対し、ライフラインの復旧状況や今後の予定等の広報を迅速に実施するものとする。
- イ ライフライン事業者に対して当該区域でライフライン事業者が行う応急対策について適宜必要な要請を行う。
- ウ ライフライン事業者からの応急対策に関する要望を受け、現地対策本部を通じて、ライフライン施設関係省庁に対してさらに要請する等必要な措置をとる。

- エ ライフライン事業者から、応急措置のために必要な土地の使用に関し、協力の要請があった場合、可能な範囲で必要な措置をとることに努めることとする。なお、ライフライン事業者が必要な土地を円滑に探索できるよう、地方公共団体は、事前に使用可能な公用地に係るリストをライフライン事業者と共有する。
 - オ ライフライン事業者から、応急措置のために工作物又は物件の除去等に関し、協力の要請があった場合、必要な措置をとることに努めることとする。
- ⑤ ライフライン事業者
- ア 効果的かつ速やかなライフライン施設の応急復旧を行う。また、必要に応じて、国及び地方公共団体に応援を要請する。
 - イ 応急措置のために他人の土地を使用することが必要な場合、その土地の使用に関し、必要に応じ、被災地方公共団体に協力を要請することができる。
 - ウ 応急措置のために緊急の必要があるときは、津波等によって他人の土地に流入した工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去等に関し、被災地方公共団体へ協力を要請することができる。
 - エ 病院等の人命の安全に必要な施設及び首都中枢機能の継続性確保に必要な施設などの重要な施設に対する応急復旧として、必要に応じて、電源車等による臨時供給を行うものとする。電源車等が不足する場合には、他のライフライン事業者との連携により広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
 - オ 電源車等への燃料の供給が不足する場合には、必要に応じ、他のライフライン事業者、ライフライン施設関係省庁その他防災関係機関と調整を行うものとする。
 - カ 電気通信事業者は、災害の救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱うものとする。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、所管省庁を通じて国や被災地方公共団体に協力を要請することができる。

9 避難者支援

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震が発生した場合、被災者を安全な滞在場所に受入れることにより、安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保するとともに、応急的な住宅サービスの提供を図る必要がある。災害時の応急対策の実施は第一次的には市町村であるが、大規模地震災害発生時には、市町村の対応能力を超えることが想定される。そのための国、都道府県による広域一時滞在の対処方針と防災関係機関の役割を定める。

(2) 各防災関係機関の役割（表10）

機関	役割
緊急災害対策本部	- 被災都道府県からの求めがあった場合には、広域一時滞在に係る助言を行う。 - 被災都道府県から要請があった場合には、非被災地方公共団体と協力の上、広域的な観点から具体的な広域的避難収容実施計画（以下「実施計画」という。）を定める。 - 実施計画については、警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁（以下「避難収容関係省庁」という。）に示すとともに、必要な対応を要請する。 - 現地対策本部を通じて、又は直接、被災都道府県からの要請があった場合は、農林水産省、経済産業省及び国土交通省（以下「応急収容物資関係省庁」という。）に対して資機材の調達活動等を行うよう依頼する。
現地対策本部	- 被災都道府県の広域一時滞在に関する被災都道府県の要請を取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。 - 必要に応じて、時間経過に応じた避難者（在宅避難者を含む。）の状況把握を行い、緊急災害対策本部に報告する。 - 必要に応じて、被災都道府県からの要請に基づき、指定地方行政機関と協力して、国の施設の活用も含めた避難者の収容に関する調整を行う。 - 必要に応じて、被災都道府県からの要請に基づき、被災者の収容に必要な資機材の調達を応急収容物資関係省庁に依頼する。 - 必要に応じて、被災都道府県からの要請に基づき、避難者に供する食料・水等の調達を物資関係省庁等に依頼する - 必要に応じて、被災都道府県からの要請に基づき、避難者の輸送を緊急輸送関係省庁へ依頼する。
指定行政機関	- 緊急災害対策本部、現地対策本部又は被災都道府県から直接要請のあった資機材や食料・水等の調達、輸送を円滑に実施する。 - 実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。
被災都道府県	- 被災者の収容、応急仮設住宅の提供を行う。 - 被災都道府県の住民を当該都道府県の区域外へ広域的に避難・収容するこ

	とが必要であると判断した場合には、緊急災害対策本部又は現地対策本部を通じて、又は直接、避難収容関係省庁に支援を要請することができる。 ・ 収容施設の開設及び運営（被災市町村への支援を含む。）を行う。 ・ 実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。
被災市町村	・ 被災者の収容、応急仮設住宅の運営管理を行う。 ・ 被災市町村の住民を当該市町村の区域外へ広域的に避難・収容することが必要であると判断した場合には、他の市町村と協議するとともに他の都道府県に広域一時滞在をする必要があると判断した場合は、都道府県に要請する。 ・ 収容施設の開設及び運営を行う。 ・ 実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

（３） 活動内容

１） 避難所不足への対応

① 避難所不足に係る対策

- ア 避難所収容力の拡大を図るため、地方公共団体に対して、都道府県立学校、国立学校、公共施設等の公的施設や、ホテル等、私立学校、企業の施設等の民間施設等の活用を促すほか、テント等の活用を図る。
- イ 自宅のある地域の避難所で避難者を収容しきれない場合には、地方公共団体は、同じ市町村内、同じ都道府県内、さらには近隣都道府県を含めて、避難者の収容場所の調整を図ることとし、国は、被災都道府県から要請があった場合には、非被災都道府県での収容について、緊急対策本部において実施計画を作成し、その実施について必要な措置をとる。

② 避難所への避難者を減らす対策

- ア 膨大な数の避難者への対応について、その人数を低減させる対策を実施する必要があることから、被災地方公共団体が被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施することにより、安全な自宅への早期復帰を促す。
- イ 必ずしも被災地に留まる必要のない人を対象として、疎開・帰省の奨励・あっせんについて、必要に応じ実施する。

③ 避難者が必要とする情報の提供

- ア 避難者の数が膨大になった場合にも大きな混乱を来さないよう、迅速・的確な情報提供を行う。

２） 広域一時滞在の実施

① 被災市町村の調整

- ア 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した

場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。

- イ 他の都道府県の市町村への受入れについては、都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

② 被災都道府県の調整

- ア 被災都道府県は、市町村から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- イ 市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行うものとする。
- ウ 市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。

③ 緊急災害対策本部等における調整

- ア 緊急災害対策本部又は現地対策本部は都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。
- イ 緊急災害対策本部又は現地対策本部は、被災都道府県からの要請があった場合、又は、被災都道府県自身による調整が困難であると判断した場合には、非被災都道府県と協力し、実施計画を作成するものとする。
- ウ イで作成した計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

④ 広域一時滞在に関する留意事項

- ア 市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。
- イ 被災都道府県及び非被災都道府県において、広域一時滞在のための輸送を実施する。実施にあたっては、事業者等との間で災害時の応援協定を結んでおく等、輸送手段の確保に努めるものとする。
- ウ 被災都道府県及び非被災都道府県において、広域一時滞在のための輸送手段の確保が困難な場合には、緊急災害対策本部又は現地対策本部は、被災都道府県等からの要請に基づき、国土交通省へ避難者の輸送手段の調達に係る調整を依頼する。
- エ 輸送手段の調達に係る調整の依頼を受けた国土交通省が輸送手段を確保することが困難な場合には、緊急対策本部は、海上保安庁、防衛省又は消防庁による輸送を依頼することができる。
- オ 緊急災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が手配する運送事業者が行う緊急輸送に要する費用については、当該緊急輸送を必要とした被災都道府県が支払うもの

とする。

カ 実施計画は、次のような基本方針に基づき作成する。

(ア)対象者は、児童・生徒、社会福祉施設入所者等、教育上、介護上その他の理由により被災都道府県内にとどまらせることが適当でない者及びその付添者を優先的に扱う。

(イ)収容予定場所は、ホテル、旅館等被災者の長期収容に適当な施設を積極的に活用する。

(ウ)収容施設の開設及び運営の主体は、被災都道府県とし、開設地の地元地方公共団体はこれに協力する。

キ 非被災地方公共団体は、実施計画に基づき広域一時滞在の受入れを実施するとともに、可能な限り、輸送手段についても協力するよう努めるものとする。

3) 応急的な住宅サービスの提供

- ① 被災地方公共団体は、応急修理や本格補修による自宅への早期復帰、公的住宅の活用、民間空き家・空室の見なし仮設住宅としての活用を含めた応急仮設住宅の早期提供等の多様な提供メニューを用意することによって、膨大な住宅需要に対応する。
- ② 被災地方公共団体は、応急仮設住宅の速やかな建設が円滑に行われるよう必要な資機材の調達等を行う。また、自ら調達できない資機材については、緊急災害対策本部を通じて、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省に調達を要請するものとする。
- ③ 国土交通省は、被災地方公共団体からの要請に応じて、用地の確保について担当職員を派遣するなどの支援を行うものとする。
- ④ 被災市町村は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、都道府県は、必要に応じ被災市町村の調整を図るものとする。

4) 要配慮者に対する支援

① 避難行動要支援者名簿の提供

ア 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。なお、この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

② 要配慮者を支える地域の協力体制の確保による安全な誘導

ア 市町村は要配慮者の状況把握に努め、要配慮者の状況に応じたケアが可能な場所に誘導するよう努める。また、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておく。

イ 在宅避難等をする要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援の方法についても検討し、平時から自主防災組織、地区代表者、地域の医療・福祉の関係者等と連携体

制を構築しておくことで、災害時に支援が的確に実施されるよう努める。

5) 費用負担

- ① 原則として被災都道府県が支弁する。被災都道府県が災害救助法を適用し被災者の応急救助として支弁した費用については、同法の規定により、その一部を国庫負担する。

6) 事前の準備

① 避難所等の確保

- ア 市町村は、避難所の確保に努めることとし、国及び都道府県は必要に応じ、市町村の避難所確保の促進を図る。その際、一時的な難を逃れる緊急避難場所と混同しないよう住民等に周知する。
- イ 地方公共団体は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップしておくことが望ましい。また、部隊の進出拠点や活動拠点、ヘリコプターの場外離着陸場、物資の集積拠点と重複しないよう調整するものとする。なお、やむを得ず学校敷地を候補とする際は、学校の教育活動に支障が生じないように十分に配慮するものとする。

② 多様な協力体制

- ア 地方公共団体は避難所の運営の主体をあらかじめ定めておくことが原則であり、ボランティア等の各種団体からの協力も得られるよう、あらかじめ受け入れ体制について必要な措置を行うものとする。
- イ 地方公共団体は、要配慮者の避難の円滑化のため、地域の自主防災組織、民生委員、介護事業者、ボランティア等の多様な主体による支援が得られるよう、あらかじめ必要な体制の確保に努めるとともに、救助・救急に係る機関との情報共有を図るよう努めるものとする。

10 帰宅困難者等への対策

(1) 趣旨

- 1) 大規模地震が発生し、公共交通機関が広範囲に運行を停止した場合、外出していた通勤・通学者等は帰宅手段を失い、外出先に滞留する人々（以下「帰宅困難者等」という。）が大量に生じることが想定される。
- 2) 大規模地震発生後しばらくして移動できるようになり、帰宅困難者等が一斉帰宅を開始した場合、緊急通行車両等の通行に支障をきたすおそれがある。大規模地震発生後 72 時間は人命救助に注力すべき時期であることから、緊急通行車両等が通行する緊急輸送ルートを確認し、迅速かつ円滑な救助・救急、消火活動等が実施できる環境を整えるために、大規模地震発生後 72 時間までを目安として、一斉帰宅を抑制する等の対策が必要となる。また、大規模地震発生後 72 時間を経過した後は、帰宅困難者等が徒歩を基本とした帰宅を開始するため、徒歩帰宅支援を実施し、安全に帰宅できるよう対策を講じる必要がある。
- 3) これらの対策をするにあたって、特に大都市圏においては帰宅困難者等が多く生じることから、行政による公助だけでは対策に限界があるため、帰宅困難者等自身や企業・各種事業者も含め、自助及び共助を交えた対処方針を定めることとする。
- 4) 帰宅困難者等への対応について、具体計画が作成されているときは、当該計画によることとし、具体計画が作成されていないときは、本方針による。

(2) 国、被災地方公共団体の役割

1) 国の役割

- ① 首都圏を始めとする大都市圏において市街地が連担しており、住民が広域的に自治体間を超えて各種活動を行っていることを踏まえ、一斉帰宅の抑制について、国が方針を定め、呼びかけを行う。また、被災地方公共団体が行う帰宅困難者等への対応について本方針に基づく支援を行う。加えて、帰宅困難者等への対応においては、国と地方公共団体の行政はもとより、企業等も主体的に活動することが求められるため、各主体が円滑に活動することができるよう、情報の提供・発信を積極的に行う。

2) 被災地方公共団体の役割

- ① 被災地方公共団体は、国と連携して帰宅困難者等に対して一斉帰宅の抑制の呼びかけを行うとともに、一斉帰宅の抑制を実現するための一時滞在施設の確保と帰宅困難者等に向けた情報提供を行うほか、帰宅困難者等の帰宅のために必要な支援を行う。

(3) 活動内容

1) 一斉帰宅の抑制

- ① 国民への協力要請

- ア 大量の帰宅困難者等の発生が見込まれる場合は、緊急災害対策本部及び被災都道府県は、72 時間を目安に、帰宅困難者等の一斉帰宅による混乱を抑制し、緊急輸送ルート
の確保、救助・救急、消火活動等の円滑な実施を行うため、また、帰宅困難者等自身の
安全確保のため、一斉帰宅抑制について国民に呼びかけを行う。その際、緊急災害対策
本部は、被災地方公共団体に対して、当該呼びかけの協力を要請し、国と被災地方公
共団体が一体的・整合的に呼びかけを行う。
- イ 災害緊急事態の布告がなされているときは、対処基本方針において、帰宅困難者等に対
する「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制に関する事項を定め、内閣総理
大臣による国民への協力の要求として、一斉帰宅の抑制に関する呼びかけを行う。

② 企業等における施設内待機

- ア 緊急災害対策本部及び被災地方公共団体は、企業等に対して、従業員等を事業所等の施
設内の安全な場所に待機させるよう協力を呼びかける。

③ 大規模な集客施設や駅等における利用者保護

- ア 緊急災害対策本部及び被災地方公共団体は、大規模集客施設や公共交通機関の事業者
等に対して、利用者を施設内の安全な場所で保護するよう協力を呼びかける。

(呼びかけの内容例)

- ・ 被災地にいらっしゃる方は、ご自身の身を守る観点から、むやみに移動せず最寄りの場
所で安全確保に努めてください。
- ・ また、人命救助・消火活動を迅速かつ円滑に行えるよう、路上やターミナル駅の混雑、
滞留を防止するため、徒歩による無理な帰宅は見合わせ、職場や学校、最寄りの一時滞
在施設など安全な場所で待機していただくようご理解とご協力をお願いします。
- ・ 企業等は、従業員の安全確保を図るとともに、事業所内の待機についてご協力をお願い
します。
- ・ 大規模集客施設や公共交通機関の事業者は、大規模集客施設や駅等において利用者の
安全が確保されるようご協力をお願いします。

2) 一時滞在施設

① 一時滞在施設の確保

- ア 国は、自ら所有・管理する施設について、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障が
なく、受入れが可能な場合は、自主的に又は被災地方公共団体からの要請を受け、一時
滞在施設として提供する。国の各機関は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設とし
て提供した場合には、緊急災害対策本部に開設した施設の名称、所在地、滞在者数を報
告する。
- イ 被災地方公共団体は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として提供するととも
に、協定を締結している事業者や学校に対して一時滞在施設の開設を要請する。
- ウ 都道府県や市町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて指定を受ける
か、又は協定を締結した施設は、大規模地震発生後に施設の被災状況等を確認し、一時

滞在施設として開設できるかどうかの判断を行う。また、判断した後、開設した旨、又は開設しない旨、または、開設後収容可能人員に達した場合には、その旨掲示し、併せて、指定元又は協定締結先の都道府県や市町村に報告を行うこととする。

3) 駅前等滞留者対策

- ① 屋外に出ている帰宅困難者等が大量に発生した場合、特にターミナル駅やその周辺等に多くが滞留することが予想される。この場合、駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者対策のための協議会が中心となって対処することとなるが、円滑に対処できるよう、関係省庁及び被災地方公共団体においても、情報提供等による支援を行う。

4) 帰宅困難者等への情報提供

- ① 緊急災害対策本部及び被災地方公共団体は、帰宅困難者等に対して、その安全性の確保、一斉帰宅抑制に資する次の情報を適時適切に提供する。その際、外国人に向けた情報提供についても配慮する。このため、正確な情報を提供するため、緊急災害対策本部は、関係省庁から定期的に寄せられる情報、被災地方公共団体が保有している情報等について、収集、取りまとめを行い、防災関係機関と共有する。

ア 被災情報

- (ア) 震度情報、地震活動の見通し等
- (イ) 市町村単位での被害の状況
- (ウ) 道路、港湾施設及び空港の被害情報
- (エ) 通信の被害情報
- (オ) ライフラインの被害情報
- (カ) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶の定期航路、航空路線）の運行情報

イ 一斉帰宅の抑制に資する情報

- (ア) 安否確認手段やその利用方法についての情報
- (イ) 一時滞在施設の開設、運営情報

ウ 帰宅に資する情報

- (ア) 災害時帰宅支援ステーションの開設情報
- (イ) 駅周辺の混雑状況

5) 徒歩帰宅者への支援

- ① 大規模地震発生後 72 時間を経過した 4 日目以降は基本的に帰宅困難者等の帰宅に向けた対応を図る必要がある。帰宅困難者等が帰宅する際には、徒歩による帰宅を要することが想定されるため、帰宅支援として、被災地方公共団体は、あらかじめ災害時帰宅支援ステーション²⁹として予定している自らの施設を開設するとともに、協定を締結している事業者に対してその開設を要請する。

²⁹ 災害時帰宅支援ステーションとは、災害時に徒歩により帰宅する者に対し、水、トイレ、各種情報、休憩の場の提供を行い、円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設である。公共施設のほか、民間施設として、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどが想定されている。

6) 帰宅困難者等の搬送

- ① 被災都道府県は、緊急輸送活動を自ら行うことができない場合には搬送を要する帰宅困難者等の人数、輸送の出発地及び目的地、利用する輸送手段その他必要な事項を明らかにして、現地対策本部を通じて緊急輸送関係省庁による緊急輸送活動の実施を要請することができる。
- ② 帰宅困難者等の搬送について、被災都道府県から要請のあったときは、緊急災害対策本部又は現地対策本部が緊急輸送関係省庁に対して輸送の依頼を行う。
- ③ ①及び②の手続を円滑に行うため、特に大量の帰宅困難者等が見込まれる地域にあっては、あらかじめ具体的な要領を検討しておくものとする。

1 1 保健衛生等に関する活動、災害廃棄物の処理

(1) 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

1) 保健衛生等に関する活動

- ① 緊急災害対策本部は、保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動の総合調整を行う。被災都道府県から、保健衛生、防疫活動等に関する要請があった場合は、各機関に対し、必要な措置を要請する。
- ② 厚生労働省は、非被災都道府県及び非被災市町村による応援のための措置をとる。
- ③ 警察庁は、検視・死体調査に関し、非被災都道府県警察による応援のための措置をとる。
- ④ 防衛省は、要請に応じ、被災地における防疫活動を行う。
- ⑤ 地方公共団体は、検視・死体調査の実施場所や遺体安置所等をあらかじめ選定するなど応援の受入れも含め、体制の整備を図り、当該地域内の保健衛生、防疫、遺体の処理（搬送の手配を含む。）等に関する活動を行う。

2) 配慮事項

- ① 被災者は、生活環境の激変に伴い心身双方の健康に不調をきたす可能性が高く、健康状態に留意するほか、心の健康増進（いわゆるメンタルヘルス）にも配慮が必要である。特に高齢者、障害者等要配慮者については特段の注意を行い、避難者支援においても配慮する必要がある。

(2) 災害廃棄物の処理

- 1) 被災地方公共団体は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、し尿や生活ごみ、避難所ごみ等の収集・処理を行う。
- 2) 被災地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
- 3) 環境省は、必要に応じて、都道府県と連携して広域的な応援を要請する等、非被災都道府県及び非被災市町村による応援のための措置をとる。
- 4) 環境省は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste - Net）を活用し、被災地方公共団体の災害廃棄物対策が強化されるよう専門家を派遣するなどの人的支援を行う。
- 5) 環境省は、災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を

勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。

1 2 社会秩序の確保・安定等

(1) 社会秩序の確保・安定

1) 物価・供給体制の安定

- ① 国は、生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等について情報提供するとともに、関係業界団体と連携し、物資等の安定供給や物価の安定のために必要な措置をとる。
 - ア 緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、物資等の安定供給及び物価の安定に関して必要な措置を行う。特に、スーパーやコンビニエンスストア等による被災地での生活必需品の安定供給のため、関係業界団体と連携し、これらの物資の被災地への輸送が円滑なものとなるよう必要な措置を講じる。
 - イ 緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、食料等が国内で十分に確保できない場合は、関係業界団体と連携し、安定供給に向けた緊急輸入や増産などの総合調整を行う。
 - ウ 政府は、食料、燃料、生活必需品等の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民に呼びかけを行う。
 - エ 国が関与する物資調達・供給は、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。
 - オ 政府は、物価が高騰等した場合には、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定を図るよう努める。
 - カ 政府は、物価が高騰等した場合には、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の生産、輸入、流通又は在庫の状況に関し、国民生活を安定させるため、必要な情報を国民に提供するよう努める。
 - キ 消費者庁は、物資等の需給・価格動向等に関する情報の収集・提供を行うとともに、相談窓口を充実・強化する。
 - ク 農林水産省は、食料等の円滑な供給の確保及び価格の安定を図るため、関係業界団体等に対する安定出荷等の協力要請、輸送手段の確保、小売店に対する巡回点検、消費者相談窓口の設置等の所要の措置を講じる。
 - ケ 経済産業省は、被災地で不足している物資の生産者及び流通業者に対して、物資を適正な価格で被災地に供給するよう、関係業界団体等を通じて指導する。この際、必要に応じて、当該物資の輸送手段の確保について必要な措置を講じる。また、非被災地も含め、全国的に物資が不足する場合にも同様の措置をとる。
 - コ 国土交通省は、適正かつ公正な運輸サービスの提供のため必要な措置をとるとともに、必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。また、不動産業界団体等を通じて、家賃の便乗値上げ防止を要請する。

2) 治安の維持

- ① 被災地及びその周辺においては、都道府県警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等により、速やかな安全確保に努めるものとするが、国は、これに必要な支援を行う。

- ② 被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたテロリズムやサイバー攻撃等に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- ③ 海上保安庁は被災地付近の海上において速やかな安全確保に努めるものとする。その際、必要に応じ巡視船艇を配備するものとする。
- ④ 治安維持の観点から、大規模地震発生時においても空港や港湾における次の体制を確保するものとする。
 - ア 法務省による入国管理局での出入国の管理体制
 - イ 財務省による税関での輸出入物品の検査体制
 - ウ 厚生労働省による検疫所での人及び食品の検疫体制
 - エ 農林水産省による動物検疫所及び植物検疫所での検疫体制

(2) 首都中枢機能の継続性の確保

- 1) 首都中枢機能を有する機関（国会、中央省庁、東京都庁、駐日外国公館等、中央銀行及び主要な金融機関等、首都地域に集中する企業の本社等。以下「首都中枢機関」という。）は、首都直下型地震発生後、職員及びその家族の安否確認を行った上で、直ちに要員が参集し、必要に応じてバックアップシステムに切り替えるなど首都中枢機能の継続のための体制を整え、あらかじめ策定した業務継続計画等に基づき活動を的確に実行するものとする。
- 2) 首都中枢機関は、自らの施設・設備の被災状況、首都中枢機能継続の見通し等を把握する。
- 3) 首都中枢機関は、直接又は所管省庁を通じて、緊急災害対策本部に、首都中枢機能継続の見通し等を報告する。
- 4) 所管省庁は、首都中枢機関から上記の報告がない場合は、自ら状況を把握し、緊急災害対策本部に報告するものとする。
- 5) 政府は、国内外に対して、首都中枢機能の継続について情報発信を行う。その際、日本の安全性の周知、経済的な信頼性の確保等を図るため、防災関係機関と連携し、情報発信を行うものとする。

1 3 二次災害の防止活動

(1) 二次災害防止活動の基本方針

- 1) 大規模地震発生後は、同程度の規模の地震が発生する可能性があり、より大きな地震や沿岸部では津波の発生もあり得る。大地震発生後約1週間程度、特に、最初の2～3日程度は、大地震が引き続き発生しやすいので注意が必要である。また、平常時には被害をもたらさない規模の地震や降雨等であっても、河道閉塞（天然ダム）の決壊、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊等を引き起こす可能性がある。このように人命等に危険を及ぼす二次災害の発生を防止するための活動が重要である。

国は、次の基本方針に基づいて効果的な二次災害防止活動を行うものとする。

① 迅速な注意喚起、調査・点検、応急措置、避難誘導の実施

二次災害の発生を未然に防ぐために施設や危険箇所等の調査・点検及び応急措置、被害予測、住民の避難誘導等を速やかに行うとともに、具体の対策が講じられるまでの間についても十分な注意喚起に努める。

② 地震、津波、降雨等の情報の的確な把握、伝達

二次災害の原因となる地震、津波、降雨等について速やかに情報を収集、伝達するとともに、その危険性について十分に周知する。

③ 事前の対策準備

老朽施設等危険な施設、土砂災害の危険箇所や深層崩壊の危険度等の把握、対策要員、資機材等の確保について、あらかじめ準備や地方公共団体及び関係団体との申し合わせを行うとともに、平常時から二次災害の危険性とその対策について住民に周知することにより、自発的な二次災害防止活動を促進する。

(2) 二次災害防止活動の役割分担

- 1) 二次災害防止活動を安全かつ円滑に行うに当たっての、防災関係機関を通じてのおおむねの役割分担は次のとおりとする。

① 国の役割

ア 現地対策本部

二次災害の危険度及び発生状況等に関する情報を速やかに把握、伝達するとともに、被災地に対する二次災害への注意喚起に努める。また、対策要員、資機材等の確保、輸送等の要請があった場合には、各機関に対し必要な措置を要請する。

イ 気象庁

地震、津波、降雨等に関する情報を速やかに提供するとともに、大雨警報等の発表基準について、暫定的に設定するなどの必要な措置を図る。

ウ 施設等所管各省庁

(ア) 二次災害のおそれのある区域の調査等により、当該区域の二次災害の危険性及び発生状況等に関する情報を把握し、被災地方公共団体等へ提供する。

(イ) 当該省庁の所管する施設、危険箇所等に対する二次災害防止活動を行うとともに、被災地方公共団体及び関係業界に対し二次災害対策についての指導調整を行う。

また、関係業界等の技術者の有効活用のための指導調整を行う。

② 被災地方公共団体の役割

ア 二次災害危険地域の調査等により、当該区域の二次災害の危険性及び発生状況等に関する情報を把握・提供するとともに、地域住民等への注意喚起を行う。

イ 当該地方公共団体の所管する施設、危険箇所等に対する二次災害防止活動を行うとともに、当該区域内で二次災害の発生するおそれのある地域の住民等に対する避難誘導等の対策を実施する。

(3) 二次災害防止活動

1) 事前の活動準備

二次災害防止活動の実施者は、あらかじめ所管する施設や危険箇所等について二次災害の危険性を想定して実践的な調査・点検計画等を作成しておくとともに、調査・点検実施までの間の被害発生を予防するための措置を防災関係機関及び地域住民等に周知しておく。

2) 情報の伝達公表

地域住民等に対する広報活動を実施して二次災害に関する注意を喚起するとともに、避難や災害発生の兆候の通報等の対処方法について周知確認をする。

3) 調査・点検の実施

① 河川管理者、道路管理者、砂防設備・急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設管理者、林地荒廃防止施設管理者、港湾管理者、漁港管理者、海岸管理者、学校等公共施設管理者等は、速やかに施設や危険箇所等の被災状況等を調査・点検し、二次災害の可能性について把握する。特に、学校等の避難所施設については、専門家と協力し、速やかに被災状況を点検するものとする。

② 被災地方公共団体は、国土交通省、関係団体等と連携し、民間技術者の協力の下、建築物の応急危険度判定活動や被災宅地危険度判定活動を実施する。

③ 原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設等の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに防災関係機関に連絡するものとする。

4) 応急対策の実施

① 調査・点検等により二次災害の危険性が認められた場合には、施設の補修や応急措置等によりその発生防止に努め、これが困難な場合にも被害を最小限にとどめるような措置を行う。

② 二次災害の危険性が認められた地域の住民に対して速やかに避難誘導等の対策を行う。

③ 建築物の応急危険度判定で危険性の認められた建築物については、利用住民に判定結果を明確に示すとともに、被害防止のための指導を徹底する。

④ 被災宅地危険度判定で危険性の認められた宅地については、宅地所有者や近隣の住民に判

定結果を明確に示し周知するとともに、被害防止のための措置を徹底する。

(4) 二次災害防止活動に当たっての配慮事項

1) 活動従事者の安全の確保

- ① 二次災害防止活動を行うに当たっては、従事する者が活動中に二次災害の被害に遭うことがない様、安全の確保に十分留意する。

2) 住民等に対する二次災害対策の事前の周知

- ① 施設等所管各省庁及び地方公共団体は、二次災害対策の円滑な実施を図るために、老朽施設等危険な施設等への立入りの際の注意事項等の内容を地域住民等に事前に周知徹底する。

1 4 防災関係機関間の応援体制の確保

(1) 事前の相互応援の取決め

- 1) 地方公共団体は、あらかじめ、応援を受け入れるための受援体制を構築しておくよう努めるものとする。
- 2) 地方公共団体は、あらかじめ、応援が円滑に行われるよう応援体制を構築しておくよう努めるものとする。
- 3) 周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定等を締結し、後方支援基地として位置付けるよう努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 大規模地震発生時の広域応援体制の確保

1) 国の役割

- ① 国は、法に基づき、被災都道府県から非被災地方公共団体に応援することの要求を受けた場合は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認める場合は、非被災都道府県に対し、被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。

2) 被災都道府県の役割

- ① 被災都道府県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合等において、国に対して、非被災都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求するものとする。
- ② 被災都道府県は、非被災都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて被災都道府県の区域内の非被災市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。

1 5 内外からの支援の受入れ

(1) 海外からの支援受入れ

1) 趣旨

- ① 大規模災害時には、海外から人的・物的支援の申し出が多数寄せられることから、このような支援申し出に対して、これまでの大規模災害の経験を踏まえ、受入れ手続を明確化することで、海外からの支援受入れを円滑に行う。

2) 海外からの支援受入れの基本的な考え方

- ① 外務省は、大規模地震等が発生した際、我が国の被災状況及び政府の対応状況と併せて、海外からの支援受入れに対する我が国の基本的な考え方を在外公館及び駐日大使館に速やかに伝える。外交ルートにて海外からの支援の申し出があった場合には、外務省は、緊急災害対策本部に対し、支援の種類、規模、内容、到着予定日時・場所等を通報する。緊急災害対策本部は、外務省からの通報を受け、被災都道府県又は関係省庁に対して当該支援ニーズの有無を確認し、これを踏まえ当該支援の受入れの要否を判断する。緊急災害対策本部は、外務省に当該支援受入れの判断結果を通報し、外務省が当該支援申出国に対して回答する。具体的な手続は、原則として、3) 及び4) による。
- ② 海外からの物的支援については、国内の通関手続を終えるまでの輸送手段の確保、人的支援については、水・食料等を含む装備品、国内の移動手段、宿泊先、通訳等の確保を支援申出国が行うことを、支援申出国及び当該国の駐日大使館（以下「支援申出国・駐日大使館」という。）に求めることとする。ただし、当該国の駐日大使館にて対応できないことが生じた際には、緊急災害対策本部において協議を行い、外務省等の関係省庁において可能な範囲で支援を行うこととする。
- ③ 海外からの支援を受入れようとするとき、緊急災害対策本部は、海外からの義援金を受け入れることを併せて決定する。このとき、外務省は、支援申出国に対して、海外からの義援金という支援の形もあることを周知する。当該義援金の受入を円滑に実施するため、内閣府及び外務省は、緊急災害対策本部の決定に先立ち、海外からの義援金受入れ口座の開設に必要な関連手続について、財務省と協議する。
- ④ 緊急災害対策本部は、在日米軍による支援が必要と判断するときは、外交ルートを通じて米国に当該支援を要請する。在日米軍による支援の受入れに際しては、外務省及び防衛省が、2 国間の合意により運用している既存の調整メカニズムに則り、必要な調整を行う。
- ⑤ 外務省は、援助活動の実施を目的とする諸外国部隊の法的地位について、具体的なケースに応じて、個別に調整する。

3) 海外からの物的支援の受入手続

- ① 外務省は、海外からの物資による支援申し出があったときは、緊急災害対策本部に通報する。緊急災害対策本部は、国内の物資充足状況及び被災地方公共団体のニーズの有無を確認した上で、当該物資のニーズが生じた場合に受け入れることとし、その輸送先となる広域物資輸送拠点（ただし、被災都道府県が別途輸送先を指定した場合はその輸送先。以下同じ。）

を選定の上、外務省を通じて、支援申出国に対して当該物資支援を要請する。

- ② 国内の保税蔵置場までの輸送は、支援申出国・駐日大使館の手配によることとする。外務省は、支援申出国・駐日大使館に対し、日本国内の通関手続を終えるまでを支援申出国側で行い、保税蔵置場で日本側へ引き渡すよう、要請する。保税蔵置場から広域物資輸送拠点までの輸送は、緊急災害対策本部において、6. 物資の調達に従い、輸送手段の確保を行う。輸送手段の確保がなされたときは、緊急災害対策本部は、外務省を通じて、その内容を支援申出国・駐日大使館に通報する。

4) 海外からの人的支援の受入手続

① 搜索・救助活動に係るチーム（以下「搜索・救助チーム」という。）の受入手続

- ア 外務省は、外国政府から搜索・救助チームの支援申し出があった場合には、当該チームが、国連人道問題調整事務所（OCHA）によるINSARAG外部評価に基づき、「ヘビー級」の評価を受けていることを確認する。
- イ 外務省は、「ヘビー級」の評価を受けた搜索・救助チームの支援申し出があることを緊急災害対策本部に通報し、緊急災害対策本部は、現地対策本部を通じて、被災都道府県のニーズを確認する。
- ウ 緊急災害対策本部は、搜索・救助チームの受入れの要否について、外務省を通じて、支援申出国に回答する。搜索・救助チームの派遣を要請する際には、外務省は、水・食料、移動手段、宿泊先、通訳、報道対応担当者等を、支援申出国・駐日大使館において確保するよう要請し、その旨確認する。
- エ 外務省は、搜索・救助チームに対して連絡要員を派遣し、当該チームの到着から出国までの活動を支援する。
- オ 搜索・救助チームの現地における活動は、当該派遣先の市町村対策本部又は現地に設置される合同調整所における活動調整を踏まえて行う。
- カ 搜索・救助チームが現地作業を行うに際して、警察・消防等の実動機関は、自らの活動に支障が生じない範囲内で、必要に応じ、情報提供、知見の伝達、帯同その他の支援を行うよう配慮する。搜索・救助チームが遺体を発見した場合には、現地警察は可能な限り速やかに必要な要員を派遣する。外国人医師を帯同する搜索・救助チームが負傷者を発見した場合に必要な最小限の医療行為を行うことは差し支えないこととする。

② 医療活動に係るチーム（以下「医療チーム」という。）の受入手続

- ア 厚生労働省は、医師法上の疑義が生じないよう、東日本大震災の際に発出したものと同旨の事務連絡文書を速やかに被災都道府県に対して発出する。
- イ 外務省は、外国政府から医療チームの支援申し出があった場合には、世界保健機関（WHO）による緊急医療チーム（EMT：Emergency Medical Team）評価を受け認定されていることを確認する。
- ウ 外務省は、EMTの認定を受けた医療チームの支援申し出があることを緊急災害対策本部に通報し、緊急災害対策本部は、厚生労働省に対して、被災都道府県のニーズを確認するよう求める。厚生労働省は、被災都道府県にニーズを確認し、医療チームの受入

れの要否及び受け入れる場合には、活動内容・活動場所等について、緊急災害対策本部に回答する。

エ 緊急災害対策本部は、医療チームの受入れの要否について、外務省を通じて、支援申出国に回答する。医療チームの受入れを決定した際には、外務省は、当該医療チームの活動内容を通知することと併せて、水・食料、移動手段、宿泊先、医療通訳、報道対応担当者等を、支援申出国・駐日大使館において確保するよう要請し、その旨確認する。また、外務省は、医療チームの活動に必要な医薬品・医療消耗品は、被災都道府県の医療対策本部が提供し、それらを使用することになる旨を支援申出国・駐日大使館に連絡する。

オ 外務省は、医療チームに対して連絡要員を派遣し、当該医療チームの到着から出国までの活動を支援する。

カ 医療チームの現地における活動調整は、当該都道府県の医療対策本部にて行う。そのため、医療チームは当該医療対策本部と必要な調整を行った上で、指定する避難所・病院等で活動する。その際、必要な医薬品・医療消耗品は、当該医療対策本部が提供する。

③ その他

ア 海外からの支援受入れに際し、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び空港・港湾管理者は、緊密な連携の下、通関、検疫、物資の引き渡し等の諸手続きに関し、円滑な対応が図られるよう配慮する。

イ 海外からの人的支援チームが行う活動等に対し、帯同する外務省連絡要員等又は被災地方公共団体からの苦情等の報告があったときは、現地対策本部又は緊急災害対策本部において協議の上、外務省等の関係省庁において必要な対応をとる。

(2) 国内からの支援受入れ

1) 趣旨

① 大規模災害時には、多くのボランティアやNPOと国・地方公共団体の緊密な連携が不可欠であるため、適切にボランティア、NPOの活動環境を整備する必要がある。また、義援金を適切に受入れ・配布する体制を構築する必要がある。そのための対処方針等を定める。

2) ボランティア等の受入れ

① 現地対策本部及び被災地方公共団体は関係団体と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズ把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ体制を確保する。受入れに際しては、個々のボランティアの技能等が活かされるようコーディネートするとともに、活動に関する健康上の配慮等を行う。

② 被災各市町村社会福祉協議会は、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

③ 地方公共団体は、ボランティアの受入れを迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、受け入れに関する要綱等の整備や情報発信に努めるものとする。

3) NPO等、災害に関し専門的知識を有する団体との連携

- ① 災害に関し専門的な知識を有するNPO等と連携していくことは重要であることから、地方公共団体等は平常時から関係を構築する。また、現地対策本部及び被災地方公共団体は、大規模災害時には、NPO等専門知識を有する団体が活動しやすい環境の整備を行う。
- ② NPO等外部者の支援は一部地域に集中する傾向があるため、各地方公共団体は、地元のNPO等とも連携し、支援調整を行うよう努める。

4) 受け手側の混乱を避けるための義援物資のあり方

- ① 被災地方公共団体は、個人や企業等からの義援物資については、特に大規模地震発生時には内容等にバラつきがあり被災地の地域内輸送拠点や輸送機関等に負担をかける可能性が高いため、可能な限り抑制し、義援金等の金銭による支援を優先する。
- ② なお、義援物資を受け入れる場合は、プッシュ型支援等による緊急物資輸送に影響を与えない輸送手段による取組を原則とし、受入れを希望するものと希望しないものを選定し、その内容や送付先について、ホームページや緊急災害対策本部・現地対策本部、報道機関等を通じて、公表するものとする。

5) 義援金

① 義援金の受入れ

- ア 地方公共団体は、日本赤十字社等の義援金収集体とともに配分委員会を組織し、義援金の使用について、十分協議の上、定めるものとする。
- イ あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努めるものとする。
- ウ 被害が複数の都道府県にわたる広域災害時には、日本赤十字社等義援金収集体は、寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきものであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。

② 義援金の受入れに関する助言

- ア 内閣府は、日本赤十字社に対して義援金の募集及び配分について助言等必要な支援を行う。